

平成廿五年二月廿四日

研究資料

第十号

Version 0.7

須佐御古史研究会

東京部会

序文

萩博物館所蔵の「小国家・松本家古文書」の中から「石見国益田庄 御舊封古事記」を読んでみましょう。

私達の研究活動は関ヶ原の戦い後、益田家が須佐へ移住した後幕末に至るまでの「須佐の歴史」にどうしても偏り勝ちですが、益田時代の益田家の歴史はその前史として理解を深めておく必要があります。そういう観点から、この史料は大変興味深い内容の文書だと思えます。

目次

「石見国益田庄 御舊封古事記」

「序文」	1頁
「凡例」	3頁
「読解文」	4頁
「補注」	73頁

凡例

一、**原則** 全体を通して、可能な限り古文書原本に忠実に読解文を表記する。

原文が旧漢字の時は、活字がある限り旧漢字で表記する。活字が無いときに限り常用漢字を使用する。

異体字は常用漢字を用いる。 例 = 𠄎(す)、𠄎(ま)

変体仮名は原文通りとする。 例 = 者(は)、幾(き)、茂(も)、与(と)、

尔(に)、江(え)、之(の)、而(て)、連(れ) など。

助詞も原文通り表記する

ヨリ、より、ニテ、二而(二て)、 二て、候得共(候え共)、 二付

活字が無い合字・省字には常用漢字を用いる。

例 𠄎、トモ、トキ、として(𠄎)、𠄎、など。

但し、活字があるものは原文の通り。例 廿、季、など

繰り返しの表記 漢字 "々、仮名 ヽ、二字以上 ノ、

一、文字の大きさ

助詞等に右寄せの小文字表記は適用しない。全文を同じ大きさの活字で表記する。

返り点は使用しない。代わりに難読個所にはヨミのルビを打つ。

以上はHPにヨミ表記する場合、縦書きを横書表記に変更する場合などに生じる諸問題を回避する為である。

一、誤字、誤記、衍字、あて字など

右傍に正字をルビで示し xカ とする。但し、明らかな誤字は正字と置き換える。

意味不明の場合は(ママ)を付す。

あて字 には正字でルビを打つ。

重複(衍字)の場合は(衍カ)と注記する。

一、欠字、虫損、その他判読不能箇所

欠字は 〇 で表す。字数が確認出来るときは 〇 で文字数だけ 〇 で埋める。字数が判らないときは 〇 で示す。推読可能な欠字は 〇 に推読文字のルビを打ち xカ と表記する。

判読不能箇所は 〇 ないし 〇 で示す。

虫損破壊で判読できない箇所も同様とし虫損とする。

推読箇所は同じく 〇 で示し、右傍に(…カ)と注記する。

一、抹消部分

抹消部分は読解しない(含)、見せ消ちや抹消文字の横に〃を付けた場合など(

一、氏名・地名など固有名詞の連記には中黒)・(を付け区分する。

一、朱書、後筆、付箋など

該当部分を「」で囲み、封紙ウワ書、端裏書、端書、裏書、朱書、異筆、後書、付箋、張紙、刎紙などと注記して表記する。

一、花押・印章など

花押が書かれている場所に花押と記し、印章が押されているときは 印 で表す。

一、注釈

人名、地名、特殊な用語、現代使用されていない用語、特殊な表記などの説明には「注x」を付け毎毎に脚注を付ける。

長い注記が必要な場合には、巻末補注を設ける。

西暦年数、時刻など簡単な摘要は注釈代わりに適宜ルビを付ける。

割り注は原文通りに表記する。

一、出典、参考文献

出典は原則として著者と書名を表記し必要に応じて頁数を示す。HPはURLを表記する。

参考文献は巻末の一覧表に詳細を示す。

以上

石見國益田庄
御舊封古事記

完

石見國益田庄
御舊封古事記
完

一 石州那賀郡上府中伊甘山安国寺と申寺 阿忍様御建
 立之由御座候 尤草創八和銅二年二而福園寺と申天台
 宗之 国兼公当国御下向之節ヨリ御巨家二而御座候処
 貞和年中阿忍様被成御再興禅宗と被改 東福寺
 末二被仰付為寺領御湯沐之邑三百石余被成御付
 大地二而有之候 其後追々寺領相減到當御代
 東照宮ヨリ六石斗被成御除 今以除地二相成居候由之事
 足利尊氏公之節福園寺も安国寺二被改 福園
 安国禅寺と相唱候由之事
 足利義満公之時諸山之列二被任候由事
 安国寺二而阿忍様御位牌左之通り

一 石州那賀郡上府中伊甘山安国寺注¹と申寺 阿忍様注²御建
 立之由御座候 尤草創八和銅二年二而福園寺と申天台宗二而
 国兼公当国御下向之節ヨリ御巨家二而御座候処
 貞和年中阿忍様被成御再興禅宗と被改 東福寺
 末二被仰付為寺領御湯沐之邑三百石余被成御付
 大地二而有之候 其後追々寺領相減到當御代
 東照宮ヨリ六石斗被成御除 今以除地二相成居候由之事
 足利尊氏公之節福園寺も安国寺二被改 福園
 安国禅寺と相唱候由之事
 足利義満公之時諸山之列二被任候由事
 安国寺二而阿忍様御位牌左之通り

*1 安国寺 = 卷末補注 2 参照。

*2 阿忍 = 益田兼信の娘。益田兼経（初め兼長、左衛門太郎。早世により家系を継がず）の後妻となる。卷末補注図一 1 参照。

當寺創建檀那阿忍大師

御命日十二月朔日年号八相知不申由事

阿忍様御廿五二て後室二被為成八十余迄之御

壽命之由事

一 國兼公ヨリ牛庵様迄御正統様斗寄セ御位牌二

有之候 尤御法名不相知候故御名御実名書記御供

養被仕候 兼見公已來者御法名有之候得共間違之儀

無之二付て不写取候事

付り 年号月日相知不申候國兼公者十二月廿五日之

御忌日之由事

一 安国寺上ノ山ニ益田家御先祖様之由ニ而御廟三ツ注¹

御座候中之御廟國兼公御廟之由 左右之御廟ヨリ

少シ高ク三御廟共ニ一^峯之内ニ御座候 左右之御廟

離レ様ニ而候也 語傳モ無御座由 御牌名等モ詮議仕候

得共一向ニ相知レ不申候事

付り 安国寺客殿庭之内ヨリ御廟江之道

伝ひ有之 山半腹迄安国寺代々之墓所

并ニ有之候事

一 安国寺ヨリ北ニ当リ川向ヒ三町程隔リ泰林寺と申寺

安国寺隱居之由御座候 此後江之山上リ立ニ

阿忍様御廟御座候 是八元文中ニ安国寺ヨリ御

石塔被建候由 右之趣加銘有之候 本御廟八いづれ

ニ而候哉相知不申由御座候

少し高ク三御廟共ニ一^峯之内ニ御座候 左右之御廟
離レ様ニ而候也 語傳モ無御座由 御牌名等モ詮議仕候
得共一向ニ相知レ不申候事
付り 安国寺客殿庭之内ヨリ御廟江之道
伝ひ有之 山半腹迄安国寺代々之墓所
并ニ有之候事

*1 御廟三ツ = 御神本国兼、兼真、兼栄三代の墓のこと。真ん中が国兼、左が兼真、右が兼栄の墓と言われている。いずれも宝篋印塔であるが、完全な形のものはない。巻末補注2 参照。

元文元丙辰年七月日
安国住持雪深造焉



右脇二頁和二年十二月八日
自筆之證文有之

安国寺有之證文寫

いわみのくふいこのやうのうちふくをんじ二
きしんするてんはく注2の事
みぎいかみのかつはたらふかねなかかゆいりやう
なり阿忍かのこけとしてぶんぬいねんぢう注3二

いぶんにあつかるところなりかのてらはくけ
ぶけの御きとうならひにせんそのほたいかね
なかかけうやう注4をなして阿忍かこしやう注5をとふ
らわんかためにつぢてらをせんいんにこうきやう注6
してゑいたいをかぎりニきしんするものなり
かれハ阿忍かあとをはぶつほうをまもりせん
ほうあかめんものにとらすへしとならたか
かねをつきてんうゑハあいつかんものハじん
みらいさい注7にいたるまできしんするところの
しりやう二をいてはおうやけわたくしにつ
けていらんくじ注8わづらいあるへからすもし

左脇二 元文元丙辰年七月日

安国住持雪深造焉

阿忍様御廟 安国創建檀那阿忍大姉

之圖

右脇二頁和二年十二月八日
自筆之證文有之

安国寺有之證文寫

いわみのくふいこのやうのうちふくをんじ二
きしんするてんはく注2の事
みぎいかみのかつはたらふかねなかかゆいりやう
なり阿忍かのこけとしてぶんぬいねんぢう注3二

御はいぶんにあつかるところなりかのてらはくけ
ぶけの御きとうならひにせんそのほたいかね
なかかけうやう注4をなして阿忍かこしやう注5をとふ
らわんかためにつぢてらをせんいんにこうきやう注6
してゑいたいをかぎりニきしんするものなり
かれハ阿忍かあとをはぶつほうをまもりせん
ほうあかめんものにとらすへしとならたか
かねをつきてんうゑハあいつかんものハじん
みらいさい注7にいたるまできしんするところの
しりやう二をいてはおうやけわたくしにつ
けていらんくじ注8わづらいあるへからすもし

*2 てんはく = 田畠。「畠」は音読して「はく」。
*3 ぶんぬいねんぢう = 文永年中(1264 ~ 74)、鎌倉時代。
*4 けうやう = 孝養。中世では亡き親のため後世を弔うこと。転じて広く供養の意に用いる。
*5 ごしょう = 後生。死後再び生まれ変わる事。また、後の世、来世。(前世、今生、後世)
*6 こうきやう = 興業(創建)
*7 じんみらいさい = 尽未来際。未来の果てに至るまで。未来永遠。
*8 くじ = 公事。租・庸・調・課役など税の総称。

もと一反小のねつきてん一反たかそとは大が
 な三とくちのやくしうのめんてんはくた
 三反はたけ三反御たうのしきちしんさく
 ありならひにくりはやし御たうのうへに阿り
 ありのうた八反 ならひにやまはたくわらや
 あり又ひとつあねかうらしをやかいしやう
 のしをぎ八かうかうのうち八いつくにても
 とるへしさいもくをなしくいつくのやま
 をもとるへし
 はたけのふんやまねのやしき三反ふち
 きりさこのほかさんはくくわらやあり

三反たきらいこのほかさんばくくわらやあり
 一反半むまにわたのほかわらやあり五反はた
 八ら七郎たゆふのはたけやしきをくわう
 又ひやうへ五らうにうたうのまへきしした
 かわらくたり
 こくはらへうちこすたのふん二反をんし注8
 二反はらかいち二反やまもと一反にゆるきバシ
 一反さくなにかわな三あんどの時八もとのこ
 とし ぶくおんし二つくへし
 いやとミた二丁つほ八てんとあるへしか
 やうに阿忍かしひつをもてしるしをく

もと一反小かねつきてん一反たかそとは大が八
 な三とくちのやくしうのめんてんはくた
 三反はたけ三反御たうのしきちしんさく
 ありならひにくりはやし御たうのうへに阿り
 ありのうた八反 ならひにやまはたくわらや
 あり又ひとつあねかうらしをやかいしやう
 のしをぎ八かうかうのうち八いつくにても
 とるへしさいもくをなしくいつくのやま
 をもとるへし
 はたけのふんやまねのやしき三反ふち
 きりさこのほかさんはくくわらやあり

三反たきらいこのほかさんばくくわらやあり
 一反半むまにわたのほかわらやあり五反はた
 八ら七郎たゆふのはたけやしきをくわう
 又ひやうへ五らうにうたうのまへきしした
 かわらくたり
 こくはらへうちこすたのふん二反をんし注8
 二反はらかいち二反やまもと一反にゆるきバシ
 一反さくなにかわな三あんどの時八もとのこ
 とし ぶくおんし二つくへし
 いやとミた二丁つほ八てんとあるへしか
 やうに阿忍かしひつをもてしるしをく

*6 **ちゅもん** = 注文。書付、文書、書状、證文の意。散在する耕地の「田数目録」を「散在名(みょう)」という。多くは雑公事を免除された一色納で、散在する土地を領主が集めて集約し、名として設定されたもの。(益田市誌上P452)
 *7 **さんばく** = 蚕箔力。蚕を飼育する道具。
 *8 **をんし** = 陰地(おんじ)力。山林中の日陰の地。

うへハいちぶんもさ越いあるへからすよてきし
んしやうくたんの如件のかたのの
しやうわ二ねん正和 十二月八日

ますたの益田の後家のけ
阿忍
ふちわらのうちの女
つるやさ注1

福園安国禅寺住持職所定事
一 住持勸請時老僧達以評議而後本塔中新命可有請待候其時吹拳状可進事

一 不對公文濫不可有入院儀候事
一 住持退後留守事

右彼寺者進置石門長老注2候上者曹隱庵門牛老僧達以談合全寺家請住持衆隆佛法被致天下御祈禱候師檀大慶与天地可為久長候仍為後日所定如件

明德二年 辛未六月一日 沙弥祥兼注5 兩

うへハいちぶんもさ越いあるへからすよてきし
んしやうくたんの如件のかたのの
しやうわ二ねん正和 十二月八日

ますたの益田の後家のけ
阿忍
ふちわらのうちの女
つるやさ注1

福園安国禅寺住持職所定事
住持勸請時老僧達以評議而後本塔中新命可有請待候其時吹拳状可進事
不對公文濫不可有入院儀候事
住持退後留守事

右彼寺者進置石門長老注2候上者曹隱庵門牛老僧達以談合全寺家請住持衆隆佛法被致天下御祈禱候師檀大慶与天地可為久長候仍為後日所定如件

明德二年注3 辛未六月一日 沙弥祥兼注5 花押

*1 つるやさ = 鶴夜叉。鳥居の女房とも。阿忍の娘（阿忍には子が無かった。つるやは養女か）。兼長の弟の子、益田莊山道（せんどう）郷の領主兼弼（かねすけ）に嫁した。（「益田市誌」上 P435、P504、「中世益田氏の遺跡」P247 参照）

*2 石門長老 = P8 脚注 4 参照。

*3 明德二年 = 1391 年。辛未（かのとひつじ）。この年足利義満太政大臣となる。

*4 沙弥 = （しゃみ）仏門に入り髪を剃って十戒を受けた初心の男子。修行未熟な僧。

*5 祥兼 = 入道祥兼。益田兼見の法名。益田兼理の曾祖父に当たる。

奉寄進

石見国福園安国寺領事

右件寺領者阿忍并増祖父祥兼之御寄進候所也
猶然彼文書十五年三月二日回祿之時悉紛失シ候然
間兼理依為重代相傳之私領重奉寄進候上者
當知行之田畠并寺家石門内後御計而寺務不
可有相違候 雖將來之子孫一類中於令及異論
之仁者可被申行別罪科候仍所奉寄進如件
應永三十二年己三月三日 左近將監兼理

裏一 兼理 花押

奉寄進注6

石見国福園安国寺領事

右件寺領者阿忍并増祖父祥兼之御寄進候所也
雖然彼文書十五年三月二日回祿之時悉紛失シ候然
間兼理依為重代相傳之私領重奉寄進候上者
當知行之田畠并寺家石門内後御計而 寺務不
可有相違候 雖將來之子孫一類中於令及異論
之仁者可被申行別罪候 仍所奉寄進如件

應永三十二年 己乙 三月三日 左近將監兼理

裏一 兼理 花押

一 安国寺ヨリ二町程上ニ安国寺山繼キ北之尾崎注7ニ三畝計

之平地御座候 此所往古曲輪取之跡ニ而可有御座哉
と安国寺ノ御尋候処左様之傳來無御座候 元來
以和共今之土地ヨリ三間計モ高ク此八式三枚敷
位之土地ニ而御座候処 安永年中ニ只今之通り切下ケ
觀音堂を建候処風当強ク二付八年已前堂
々々解除之跡ニ而候由 只今ニて者堀切等之跡モ
相知不申候 且又御処之跡いづれニ而可有御坐哉
安国寺ヨリ案内者をも被付段々詮議仕候得共
相知不申候 右尾崎北之方麓ニ百姓屋敷
御座候 此邊御屋敷跡ニ而可有御座と段々詮議

*6 奉寄進 = 「史料集・益田兼義とその時代」6頁参照。
*7 尾崎 = 山裾で一段小高く突き出ている所。尾前、尾先。

仕安国寺其外地下人江も相尋候得共相分不申
御屋敷跡と覺敷形も一向相知不申候 夫ヨリ四五
十間向ひ八幡之社御座候 往古者八幡山江少シ之
尾継居候へとも中古注¹川筋堀かへ相成只今二て八
其間本川筋二相成り居候事

右之所ヨリ式町程上右之谷白口と申候山之平石檀
五六間登り御神本之御社注²御座候 三尺四方位
瓦ふき之御社二而御座候 御社山之麓二當郷八幡
宮之鼓頭三戸玄蕃と申御神本之社人住居
仕候 右居宅之小平ヨリ御神本社江之道筋御座候
御社之由来旁相尋候所 いまた若年二而去年

家督仕格可承傳也冬之節由知³由知³由知³
い³候³之³儀³二³候³哉³之³段³相³尋³候³処³ 十一月廿四日曉神子
向三人召連 庄屋勝田善左衛門方江罷越神^供等
相備 湯立注³神樂等相勤 終夜酒宴共有之 通夜
仕 廿五日早天御社參籠祝詞奉幣仕候由事
府中庄屋職勝田善左衛門と申者 御社ヨリ東川向二
住居仕候 善左衛門并世倅廣右衛門父子罷出
国兼公御由緒物語仕候 元来此者先祖八
国兼公御下向之節 御供仕 罷下候家筋之由 其後
代々御神本之神職相勤之 御社領も三十六石
御寄附有之候処 長門御引越已後 御改有之

仕安国寺其外地下人江も相尋候得共相分不申
御屋敷跡と覺敷形も一向相知不申候 夫ヨリ四五
十間向ひ八幡之社御座候 往古者八幡山江少シ之
尾継居候へとも中古注¹川筋堀かへ相成只今二て八
其間本川筋二相成り居候事

右之所ヨリ式町程上右之谷白口と申候山之平石檀
五六間登り御神本之御社注²御座候 三尺四方位
瓦ふき之御社二而御座候 御社山之麓二當郷八幡
宮之鼓頭三戸玄蕃と申御神本之社人住居
仕候 右居宅之小平ヨリ御神本社江之道筋御座候
御社之由来旁相尋候所 いまた若年二而去年

家督仕 格別之承傳も無之由 近来之御祭礼八
いか様之儀二候哉之段相尋候処 十一月廿四日曉神子
向三人召連 庄屋勝田善左衛門方江罷越神^供等
相備 湯立注³神樂等相勤 終夜酒宴共有之 通夜
仕 廿五日早天御社參籠祝詞奉幣仕候由事
府中庄屋職勝田善左衛門と申者 御社ヨリ東川向二
住居仕候 善左衛門并世倅廣右衛門父子罷出
国兼公御由緒物語仕候 元来此者先祖八
国兼公御下向之節 御供仕 罷下候家筋之由 其後
代々御神本之神職相勤之 御社領も三十六石
御寄附有之候処 長門御引越已後 御改有之

*1 中古 = なかむかし。日本史、特に文学史の時代区分で、平安時代を中心にした時期をいう。上古に次ぐ。

*2 御神本之御社 = 御神本神社（白口大明神）。巻末補注3参照。

*3 湯立 = 神前で湯を沸かし、巫女、神職などがその熱湯に笹の葉を浸して自分の身や参詣人に振りかける神事。もと
楔ぎの一種で後には誓いともなり湯の音で占いもする。現在では無病息災を祈る行事。湯立神楽 湯立の神事を伴
う神楽。霜月神楽。

三社領ニ相成候付 善左衛門ヨリ十代已前勝田隱岐守
 ともつ 者 八幡宮之鼓頭三戸家江御神本之神職
 相頼 夫れヨリ代々府中之庄屋職相勤候由 尤三戸
 家へ者 神職斗相頼之儀二付 御祭礼 一堂
 御社之修甫 社山等之儀 諸事勝田方ヨリ支配
 仕候由事

付り 勝田居屋敷も御除二て候所 濱田御領
 二相成 持懸之内二十四歩 御帳二付取
 相成候由之事

善左衛門江 国兼公石州御下向之趣相尋候処
 近衛様御二男二て 石州為国司御下被成候由

舟路之御下向 下府中之濱江御着被遊候由申
 傳候由事

付り 下府中之濱江凡拾二三町 漁家百軒
 計も可有之様相見候事

国兼公御所之跡 善左衛門江相尋候処 只今之御社
 之下御所之跡と承傳候由二付 安国寺山繼
 曲取之跡 只今百姓屋敷有之候所 旁先年
 之間出を以 相尋候処 左様之儀も可有御座候哉
 駈と承傳も不申由事

安国寺山御廟 御神本當時 御祭礼之次第
 相尋候所 安国寺三戸玄蕃物語同様之儀

無社領ニ相成候付 善左衛門ヨリ十代已前勝田隱岐守
 ともつ 者 八幡宮之鼓頭三戸家江御神本之神職
 相頼 夫れヨリ代々府中之庄屋職相勤候由 尤三戸
 家へ者 神職斗相頼之儀二付 御祭礼 一堂
 御社之修甫 社山等之儀 諸事勝田方ヨリ支配
 仕候由事

付り 勝田居屋敷も御除二て候所 濱田御領
 二相成 持懸之内二十四歩 御帳二付取
 相成候由之事

善左衛門江 国兼公石州御下向之趣相尋候処
 近衛様御二男二て 石州為国司御下被成候由

舟路之御下向 下府中之濱江御着被遊候由申
 傳候由事

付り 下府中之濱江凡拾二三町 漁家百軒
 計も可有之様相見候事

国兼公御所之跡 善左衛門江相尋候処 只今之御社
 之下御所之跡と承傳候由二付 安国寺山繼
 曲取之跡 只今百姓屋敷有之候所 旁先年
 之間出を以 相尋候処 左様之儀も可有御座候哉
 駈と承傳も不申由事

安国寺山御廟 御神本當時 御祭礼之次第
 相尋候所 安国寺三戸玄蕃物語同様之儀

一 御神本往古之御祭礼式相尋候処 格別傳來も
 無御座候 尤^ニ性^ヲを備候由 是ヨリ東北ニ当リ三十町
 程奥荒相村と申所江近村之百姓相集 狩仕候
 此所江勢揃仕候故 狩^{カサドヒ}湊と申所御座候 只今ニテハ
 申誤狩湊と申之由 且又御社之向 跡木ヶ原と
 申所^{カラストヒ}牲場ニ而御座候由承傳候由事

一 跡木ヶ原江往古者御幸有之たるニテは無之や
 且三隅・福屋・周布家ヨリ御名代共有之たる
 ニテ者無之哉之^ニ処^ニ相尋候処 いか様之次第
 も可有御座候得共 只今ニテハ耽傳來も無御座候由事

一 國兼公言宮原と云う所ニテ御住居被成候哉之段
 相尋候処 是 傳來無之由事

一 勝田方ニ國兼公已來之御系圖所持仕候
 持參仕候 御系圖写と相違之所左ニ記之
 國兼公之所一

國兼公八近衛之御二男也 人皇七十四
 代鳥羽院御宇之人也 鎌足公十六代
 母者大和守資成娘

兼見公之所一
 兼見公八福屋ノ御流也 寺戶取立ニ
 依テ兼見公ニツイテハ忠ト思召ケレトモ

二 御坐候事

御神本往古之御祭礼式相尋候処 格別傳來も
 無御座候 尤^ニ性^ヲを備候由 是ヨリ東北ニ当リ三十町
 程奥荒相村と申所江近村之百姓相集 狩仕候
 此所江勢揃仕候故 狩^{カサドヒ}湊と申所御座候 只今ニテハ
 申誤狩湊と申之由 且又御社之向 跡木ヶ原と
 申所^{カラストヒ}牲場ニ而御座候由承傳候由事

跡木ヶ原江往古者御幸有之たるニテは無之や
 且三隅・福屋・周布家ヨリ御名代共有之たる
 ニテ者無之哉之^ニ処^ニ相尋候処 いか様之次第
 も可有御座候得共 只今ニテハ耽傳來も無御座候由事

國兼公 宮原と云う所ニテ御住居被成候哉之段
 相尋候処 是 傳來無之由事

勝田方ニ國兼公已來之御系圖所持仕候
 持參仕候 御系圖写と相違之所左ニ記之
 國兼公之所一

國兼公八近衛之御二男也 人皇七十四
 代鳥羽院御宇之人也 鎌足公十六代
 母者大和守資成娘

兼見公之所一
 兼見公八福屋ノ御流也 寺戶取立ニ
 依テ兼見公ニツイテハ忠ト思召ケレトモ

*1 寺戸一族を生害 = 益田家では兼長、兼久から兼見に至る五代の系譜について種々の問題が指摘されている。兼見は山道益田庶子家兼方の嫡子であるが、才略兼ね備えた勇将であったので、これを七尾城主に迎えるために益田惣領職にあった兼世とその子兼利を大谷城へ誘い出し、一味の寺戸左近、勤兵衛兄弟に殺害させたという。しかし、其後七尾城中では種々怪異の事が続き、寺戸兄弟も不慮の死を遂げた。

*2 兼義公 = 益田兼理二男。長男常兼早世により家督を継ぐ。母は「雲州馬田某女」。但し、系図では父兼理室の記載はない。

當家ニツイテハ怨敵ノ由仰有テ寺ニ族ヲ生害セシムルト也

兼堯公ニ行

兼堯公御母八雲州馬田殿ノ御息女也藤次郎御早也其上兼理公御討死^{注3}兼堯公云云ニ御引執也御国ニモ文翁^{注5}トテ兼堯ノ御兄弟アリケレトモ是ハ別腹政時^{注6}ノ公方ヨリ兼堯ヲ雲州ヨリ御戻シアリテ御家督シ玉フ糸賀ト云者御供ス

一 勝田家之系圖被見仕候処 十代已前之隱岐守ヨリ有之候 其已前八相知不申由二候 右系圖之口ニ左之通り文章有之

人皇七十四代鳥羽院御宇永久年中石見州之國司初而下向撰家近衛季子從二位前大納言越中州太守藤原朝臣國兼公者鎌足十六代母者大和守資成娘勝田氏者國兼公附庸之臣也國兼公御逝去之後被仰御神本大明神是則益田氏御先祖也石見府中白口御神殿御造立神領三十六石御寄附則勝田隱岐守神職被仰付代々社職相勤到テ今每年十二月廿五日御祭礼無懈怠奉執行是則御逝去之日也云々

當家ニツイテハ怨敵ノ由仰有テ寺ノ一族ヲ生害セシムルト也注1

兼堯公注2之所二

兼堯公御母八雲州馬田殿ノ御息女也

藤次郎注3御早也 其上兼理公御討死注4ニ付テ

雲州ニ御引執也 御国ニモ文翁注5トテ兼堯

ノ御兄弟アリケレトモ是ハ別腹政時注6ノ公方ヨリ

兼堯ヲ雲州ヨリ御戻シアリテ御家督シ玉フ

糸賀ト云者御供ス

一 勝田家之系圖被見仕候処 十代已前之隱岐守ヨリ有之候 其已前八相知不申由二候 右系圖之口ニ左之通り文章有之

人皇七十四代鳥羽院御宇 永久年中石見州之國司初而下向撰家近衛季子從二位前大納言越中州太守藤原朝臣國兼公者鎌足十六代母者大和守資成娘勝田氏者國兼公附庸之臣也 國兼公御逝去之後被仰御神本大明神 是則益田氏御先祖也 石見府中白口御神殿御造立神領三十六石御寄附則勝田隱岐守神職被仰付代々社職相勤到テ今每年十二月廿五日御祭礼無懈怠奉執行是則御逝去之日也云々

*3 藤次郎 = 益田兼理長男常兼。永享四年六月廿九日、父兼理と共に九州出陣の時負傷、長州赤間關にて卒。

*4 兼理公御討死 = 永享三年六月廿九日、大内家の軍に随い筑前国深江に於いて戦死。

*5 文翁 = 兼理三男、益田忠勝。赤雁益田家初代。

*6 政時 = 北条時政の誤記。時政 建保3年(1215)1月6日没。享年78才。平治の乱で源義朝が敗死した後、14才の源頼朝が伊豆へ流されたことにより、その監視役となる。娘の政子が頼朝の妻となった事から、治承4年(1180)頼朝挙兵に一族を率いて同陣し、鎌倉入りに尽力した。頼朝没後、紆余曲折を経て三代將軍実朝の補佐役となり、時政は名実共に初代執権となった。

一 上府中八幡宮に兼堯公ヨリ宝徳年中二御寄進之鐘御座候注一 音宜敷鐘故先年濱田御城江吉川元春公陳鐘御取上被成候処 濱田二而者至而音悪敷候故谷江御落セ被成候由 其後氏子中ヨリ相願又々八幡宮江置候処 右之節鐘損シ出来音悪敷相成ゆへ宝曆二壬申歳 藝州海田鳧氏江相頼 則古鐘を潰シ鑄替相成候 兼堯公御寄進被成置候鐘ゆへ 新鐘江古銘彫付 尚又古鐘ヲ以鑄替候趣加銘相見候事

鐘銘左之通り

大日本国石見州公府八幡宮古鐘 已嘎換以新摸 幹縁比丘元聡来需銘曰

猗哉茲器 鳧氏之勲
華鯨吼月 蒲牢叫雲
陰晴所異 昏昕所分
此方教體 在于音聞
古也今也 佛云我云
雷霆号令 鎮彼妖氣
宏振神徳 記以斯文
宝徳壬申十一月初一

前東福勝剛書

一 (かみなり) 上府中八幡宮江兼堯公ヨリ宝徳年中二御寄進之鐘御座候注一 音宜敷鐘故先年濱田御城江吉川元春公陳鐘御取上被成候処 濱田二而者至而音悪敷候故谷江御落セ被成候由 其後氏子中ヨリ相願又々八幡宮江置候処 右之節鐘損シ出来音悪敷相成ゆへ宝曆二壬申歳 藝州海田鳧氏江相頼 則古鐘を潰シ鑄替相成候 兼堯公御寄進被成置候鐘ゆへ 新鐘江古銘彫付 尚又古鐘ヲ以鑄替候趣加銘相見候事

鐘銘左之通り

大日本国石見州公府八幡宮古鐘 已嘎換以新摸 幹縁比丘注2 元聡 来需銘曰

猗哉茲器 鳧氏之勲
華鯨吼月 蒲牢叫雲
陰晴所異 昏昕所分
此方教體 在于音聞
古也今也 佛云我云
雷霆号令 鎮彼妖氣
宏振神徳 記以斯文
宝徳壬申注7十一月初一

前東福勝剛書注8

*1 御寄進之鐘 = この鐘は惜しくも戦時中金属回収の布令に応じて供出され現存しない。鐘銘は戦前に撮影された写真がある。(「中世益田氏の遺跡」194頁及び「史料集・益田兼堯とその時代」56頁参照)
*2 幹縁比丘 = 中心となって縁を結んだ僧。恐らく元聡が各地を勧進して鑄造資金を集めたのであろう。
*3 猗なる哉 = ああ(嘆字)。
*4 花鯨 = (かげい)立派な鐘。鯨音(げいおん) 鐘の音。 蒲牢(ほろう) = 鐘の異名。
*5 昏昕 = (こんきん)暮れと朝。
*6 雷霆 = (らいてい)かみなり。

願主 藤原兼光

一 御先祖様ハ幡宮江被成御寄附候由舞太刀
 四振三戸方ニ有之候 悉ク中子注。くさり銘茂相知
 不申候 長サ式尺式寸位 同寸ニテ御座候いつ連様ヨリ
 御寄附ニテ候哉之段相尋候得共語傳も無之
 相分不申由御座候事

一 八幡宮神殿御拜^口之上ニ六角ニ重輪の内
 久文字之御紋有之候

一 八幡宮鳥井之額貞兼公・宗兼公御寄附
 二テ額之裏ニ御名有之之由 勝田物語ニテ御座候事
 同社神主比日他行留守ニ而相對不^得任候事

一 益田妙義寺之御先祖様御位牌左之通り

當寺開基帶幸周兼大居士
 正覚院殿心光久^兼劔大居士
 當寺再開基大蘆全鼎大居士
 桃林院殿全牛紹^大居士
 慈雲院殿月溪宗林大居士
 飯御位牌 本相院殿蓮室妙花大姉
 同寺過去帳御先靈様御法名左之通り

明徳二未十月十四日
 万福寺殿前越州兼見祥兼大居士

願主 藤原兼光

御先祖様ヨリ八幡宮江被成御寄附候由舞太刀
 四振三戸方ニ有之候 悉ク中子注。くさり銘茂相知
 不申候 長サ式尺式寸位 同寸ニテ御座候いつ連様ヨリ
 御寄附ニテ候哉之段相尋候得共語傳も無之
 相分不申由御座候事

一 八幡宮神殿御拜^口之上ニ六角ニ重輪の内
 久文字之御紋有之候

一 八幡宮鳥井之額貞兼公・宗兼公御寄附
 二テ額之裏ニ御名有之之由 勝田物語ニテ御座候事
 同社神主比日他行留守ニ而相對不^得任候事

益田妙義寺注¹⁰ニテ御先祖様御位牌左之通り

頭二笹ノ丸 當寺開基帶幸周兼大居士 (益田秀兼)
 御紋有之 正覚院殿心光久^兼劔大居士 (益田兼理)
 當寺再開基大蘆全鼎大居士 (益田藤兼)
 桃林院殿全牛紹 大居士 (益田元祥)
 慈雲院殿月溪宗林大居士 (益田広兼)
 飯御位牌 本相院殿蓮室妙花大姉
 同寺過去帳御先靈様御法名左之通り

明徳二未十月十四日
 万福寺殿前越州兼見祥兼大居士 (益田兼見)

*7 宝徳壬申 = 宝徳四年 (1452)

*8 東福勝剛 = 東福寺 147 世住職、勝剛長柔。勝剛は東福寺を退いた後、東福寺末普門院第 107 世の住職に転じ、宝徳二年 (1450) 冬、普門院から郷里益田の東光寺に入住したが、後崇観寺に転住したようである。康正元年 12 月 13 日入寂。

*9 中子 = 刀身の柄に入る部分で、ここに銘などが彫られる。

*10 妙義寺 = 巻末補注 4 参照。

兼應十四亥正月

前越后大守兼世道兼大居士

應永廿六三月十三日當寺開基前越后大守秀兼公

帶幸周兼大居士

永享三六月廿九日左近將監兼理公

正覺院殿身光久兼大居士

文明十七己丑五月廿三日

大雄院殿前越后大守兼堯全国大居士

大永六七月廿日

神護院殿前越后大守貞兼全田大居士

天文十三辰正月十日

醫光寺殿前越后大守宗兼全久大居士

永祿八丑九月十二日

桂香庵殿前越后大守尹兼全屋大居士

慶長元十二月朔日

光源院殿大蘆全鼎大居士

寛永十七九月廿二日

桃林院殿全牛紹回大居士

万治元戊十月十四日

慈徳院殿全溪宗日折大居士

承応十四亥正月

前越州大守兼世道兼大居士 (益田兼世)

応永廿六三月十三日當寺開基前越州大守秀兼公

帶幸周兼大居士 (益田秀兼)

永享三六月廿九日左近將監兼理公

正覺院殿身光久兼大居士 (益田兼理)

文明十七己丑五月廿三日

大雄院殿前越州大守兼堯全国大居士 (益田兼堯)

大永六七月廿日

神護院殿前越州大守貞兼全田大居士 (益田貞兼)

天文十三辰正月十日

醫光寺殿前越州大守宗兼全久大居士 (益田宗兼)

永祿八丑九月十二日

桂香庵殿前越州大守尹兼全屋大居士 (益田尹兼)

慶長元十二月朔日

光源院殿大蘆全鼎大居士 (益田藤兼)

寛永十七九月廿二日

桃林院殿全牛紹 大居士 (益田元祥)

万治元戊十月十四日

慈徳院殿全溪宗日折大居士 (益田元堯)

= 国構えの中に力(箇)。

延宝元丑十月十七日

慈光院殿全明宗の大居士

延宝八年三月廿五日

就舟院殿悟峯全桃大居士

元禄六酉八月五日

江雲院殿全峯紹孝大居士

享保十七子十二月四日

恭寛院殿心源全徹大居士

文禄四未八月十二日

慈雲院殿月溪宗林大居士

元龜元八月十四日

慈照院殿礼佛宗頂大姉

元和二辰八月十五日

向月院殿春山栄林大姉

慶長十五戌十月廿三日

芳春院殿花屋宗栄大姉

正保四亥三月十四日

青樹院殿元芳林貞大姉

慶長十一年二月廿日

珠光院殿

延宝元丑十月十七日

慈光院殿全明宗の大居士

延宝八年三月廿五日

就舟院殿悟峯全桃大居士

元禄六酉八月五日

江雲院殿全峯紹孝大居士

享保十七子十二月四日

恭寛院殿心源全徹大居士

文禄四未八月十二日

慈雲院殿月溪宗林大居士

元龜元八月十四日

慈照院殿礼佛宗頂大姉

元和二辰八月十五日

向月院殿春山栄林大姉

慶長十五戌十月廿三日

芳春院殿花屋宗栄大姉

正保四亥三月十四日

青樹院殿元芳林貞大姉

慶長十一年二月廿日

珠光院殿注1

(益田就宣)

(益田兼長)

(益田就恒)

(益田就賢)

(益田広兼)

(益田藤兼室)

(益田藤兼室)

(益田元祥室)

(益田元祥次室)

(益田広兼室)

*1 珠光院殿 = 珠光院殿花林妙栄大姉。

寛永十酉正月廿六日

撰取院殿光誉妙智大姉

元禄十卯十二月廿八日

法定院殿妙仙日意大姉

操寿院殿繁林栄松大姉

永享五丑六月廿五日益田兼理公嫡兼堯公兄

前藤次郎中巖常兼禪定門

寛永九年九月四日元祥公姉

専光院殿清誉妙雲大姉

慶長四亥七月六日元祥姉三沢為虎室

花柄妙春大姉

寛永五辰六月廿四日元祥妹七十五才逝

海蔵院殿松山芳竹大姉

延宝二酉三月廿五日元祥妹

真正院殿花庭全栄大姉

寛永七年七月十三日

玄峯院殿江雲道半居士

寛永廿未十二月十五日五十四才逝元祥三男

前吉川掃部介黄雲道夢居士

寛永十酉正月廿六日

撰取院殿光誉妙智大姉

元禄十一子十二月廿八日

法定院殿妙仙日意大姉

操寿院殿繁林栄松大姉

永享五丑六月廿五日益田兼理公嫡兼堯公兄

前藤次郎中巖常兼禪定門

寛永九年九月四日元祥公姉

専光院殿清誉妙雲大姉

慶長四亥七月六日元祥姉三沢為虎室

花柄妙春大姉

寛永五辰六月廿五日元祥妹七十五才逝

海蔵院殿松山芳竹大姉

延宝二酉三月廿五日元祥妹

真正院殿花庭全栄大姉

寛永七年七月十三日

玄峯院殿江雲道半居士 (益田景祥)

寛永廿未十二月十五日五十四才逝元祥三男

前吉川掃部介黄雲道夢居士

寛永十年十月四日吉川勘左衛門室

潤松院殿天英理長大姉

元和八戌七月廿九日元堯息女就宣妹

月秀妙空童女

寛永十年八月五日元堯息女完道五郎兵衛室

正覚院殿長屋法泉大姉

寛永二年十二月十八日元堯息

月桂照雪童子

正保三戌十二月廿八日

鳳霄院殿松心宗雪禪定門

寛永十八己十月二日元堯公息女

幻隣童女

右の外御法名無之候事

一 妙義寺之御先祖様方御位牌一所二左之通り

位牌有之

當寺前開基廣利院無量妙義大禪定尼

過去帳二弘安五年四月八日齊藤長者娘と有之

右之通り有之候付 齊藤長者と者いつ連之

人にて建立之次第等相知候哉之段和尚相尋

候処 いか成人に而候や一向相知不申 何様妙義寺

と申寺八往古ヨリ有之候処 秀兼公御再興被成

寛永十年十月四日吉川勘左衛門室

(元祥四女)

潤松院殿天英理長大姉

元和八戌七月廿九日元堯息女就宣妹

月秀妙空童女

寛永十年八月五日元堯息女完道五郎兵衛室

正覚院殿長屋法泉大姉

寛永二年十二月十八日元堯息

月桂照雪童子

正保三戌十二月廿八日

(益田就正)

寛永十八己十月二日元堯公息女

幻 童女

右の外御法名無之候事

妙義寺にて御先祖様方御位牌一所二左之通り

位牌有之

當寺前開基廣利院無量妙義大禪定尼

過去帳二弘安五年四月八日齊藤長者娘と有之

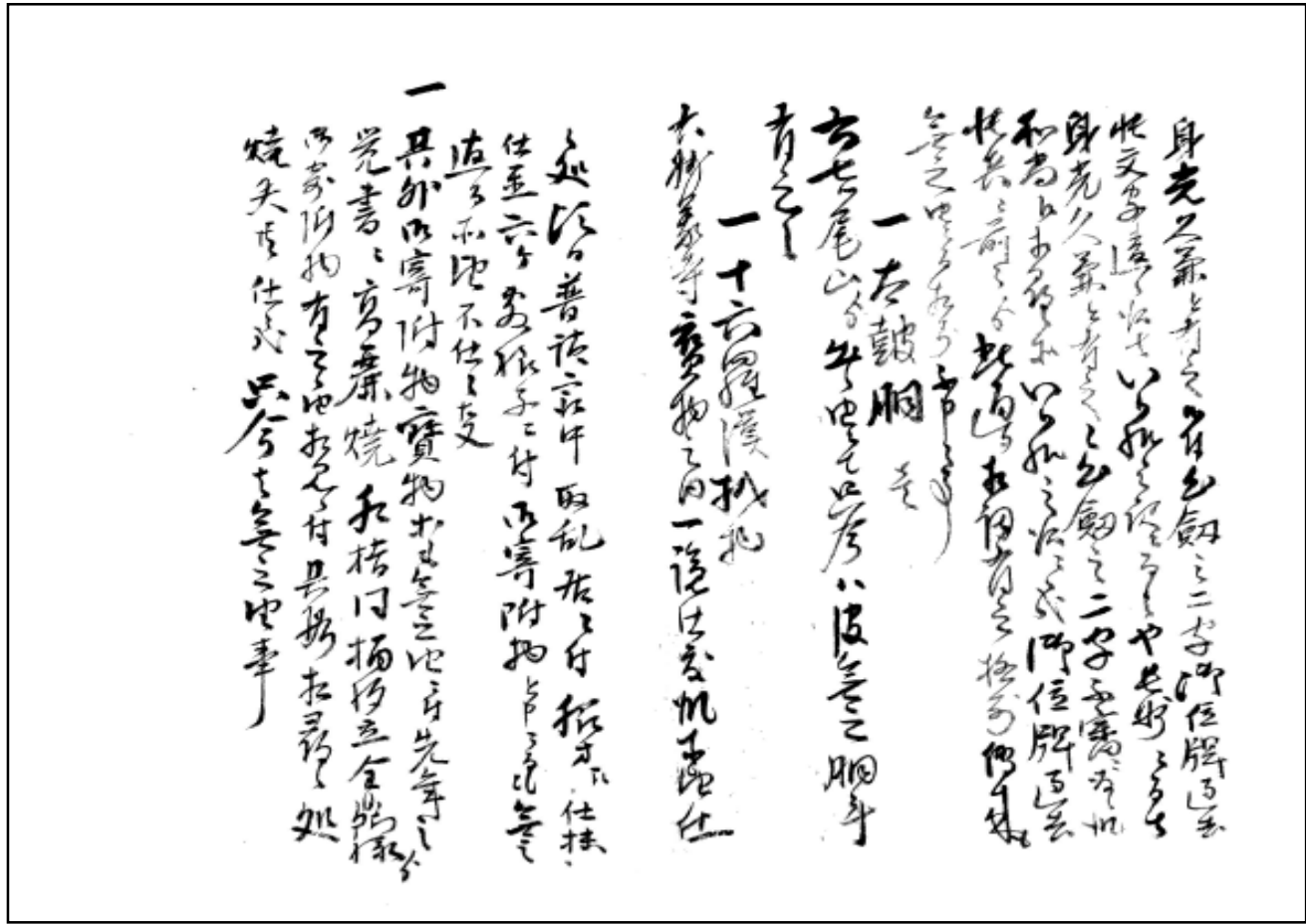
右之通り有之候付 齊藤長者と者いつ連之

人にて建立之次第等相知候哉之段和尚相尋

候処 いか成人に而候や一向相知不申 何様妙義寺

と申寺八往古ヨリ有之候処 秀兼公御再興被成

= 「隣」の「こざと」偏を「目」に置き換えた文字。



身光久兼と有之候付 心劔之二字御位牌過去
帳文字違候儀者いか様之訳二而候や長妙二而者
身光久兼と有之候心劔之二字不審二存候処
和尚江相尋候所いか様之儀二候哉 御位牌過去
帳共二前々ヨリ此通り相調有之 格別傳來も
無之由二而相分不申候事

一 太鼓胴 吉
右七ツ尾山ヨリ出候由二て只今八皮無之胴斗
有之候

一 十六羅漢掛物注¹
右妙義寺寶物之内一覽仕度処所望仕

候処 頃日普請最中取乱居二付 脇方江仕抹
仕置 六ヶ敷様子二付御寄附物と申二而も無之
返而所望不仕候事

一 其外御寄附物寶物等も無之由二付先年之
覚書二高麗焼水指・同柄杓立全鼎様ヨリ
御寄附物有之候由相見候付 其段相尋候処
焼失共仕候哉 只今者無之由事

身光久兼と有之候付 心劔之二字御位牌過去
帳文字違候儀者いか様之訳二而候や長妙二而者
身光久兼と有之候心劔之二字不審二存候処
和尚江相尋候所いか様之儀二候哉 御位牌過去
帳共二前々ヨリ此通り相調有之 格別傳來も
無之由二而相分不申候事

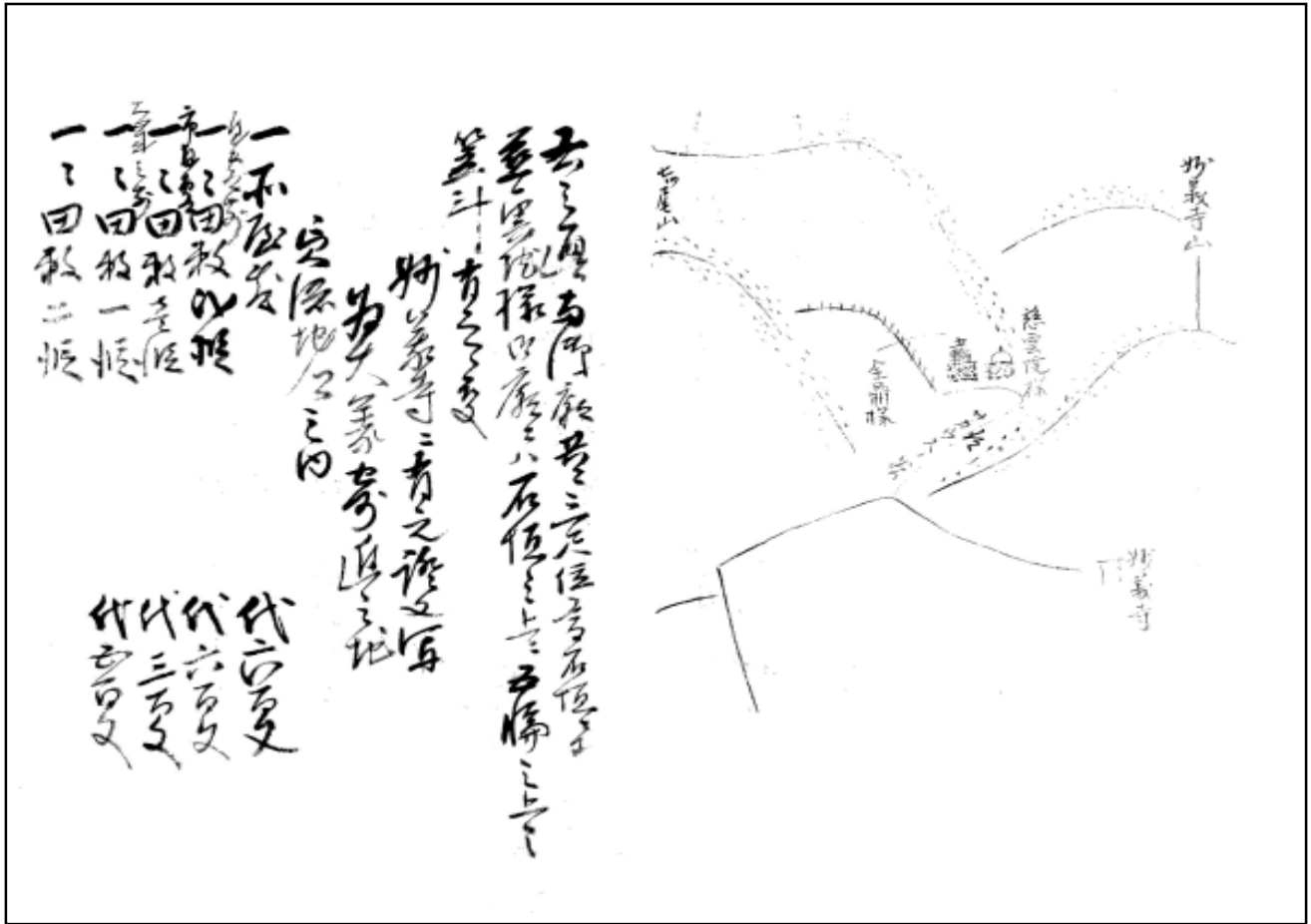
一 太鼓胴 吉
右七ツ尾山ヨリ出候由二て只今八皮無之胴斗
有之候

一 十六羅漢掛物注¹
右妙義寺寶物之内一覽仕度処所望仕

候処 頃日普請最中取乱居二付 脇方江仕抹
仕置 六ヶ敷様子二付御寄附物と申二而も無之
返而所望不仕候事

其外御寄附物寶物等も無之由二付先年之
覚書二高麗焼水指・同柄杓立全鼎様ヨリ
御寄附物有之候由相見候付 其段相尋候処
焼失共仕候哉 只今者無之由事

*1 十六羅漢掛物 = 益田藤兼が妙義寺中興関翁大和尚に寄進したもの。関翁珠門は長州深川大寧寺十五世であったが、藤兼が益田に招いた。妙義寺ではこの絵像を雪舟作と伝えているが、雪舟の自作ではなく、彼の死後弟子の誰かが描いたものと考えられている（「益田市誌」上巻 766 頁）



妙義寺山

慈雲院様

全鼎様

妙義寺

妙義寺

七ツ尾山

右之通り両御廟共二三尺位高石垣二而
慈雲院様御廟二八石垣之上二五輪之上之
笠斗有之候事

妙義寺二有之證文写注¹

為大義寄進之地

美濃地郷之内

一所屋敷

代六百文

屋敷之前

一々田數

式段

代六百文

市屋敷

一々田數

壹段

代三百文

大蔵之前

一々田數

一段

代五百文

一々田數

二段

*1 「史料集 益田藤兼・元祥とその時代」104頁参照。

*2 分銭 = 中世、年貢を銭に換算して納めたもの。すなわち分米を銭に換算したもの。

*3 大義女 = 藤兼室大儀理長の事と考える。杉三河守興重入道宗長女。なお、「益田市誌」上巻748頁には益田一族の遠祖女とある。また、「中世益田氏の遺跡」302頁には「育藤長者の女」とされている。

一々田敷 一段
一々田敷 一段
一々田敷 一段

以上田敷八段五十步屋敷一
分錢注²貳貫八百五十步

右在所者 大義女注³為後生菩提之
寄進 已上

元龜二年

霜月六日 藤兼

妙義住持
善林東堂注⁴

有福豊後入道長源後家昌月女江大義
女存命之時 令合力在所者美濃地之内四百
田注⁵吉段地之事 一者大義志 且者崇寿女注⁶
為後生菩提之妙義寺江寄進畢
彼是任深意之旨趣 末代不可有相違者也 仍
而龜鏡注⁷之一筆如件

天正貳年 甲二月日

右衛門佐注⁸

可修禅道古人曰文字 〇〇〇 筌締也

不用錦衣可着紙衣古德曰紙衣是勝錦衣

莫怠朝夜勤行古人曰懈怠者必天罰之相也

不可在家夜行世人諺曰夜行者必女犯之相也

一々田敷 一段
一々田敷 一段
一々田敷 五十步

以上田敷八段五十步屋敷一

分錢注²貳貫八百五十步

右在所者 大義女注³為後生菩提之 末代令

寄進 已上

元龜二年

霜月六日 藤兼

妙義住持

善林東堂注⁴

有福豊後入道長源後家昌月女江大義
女存命之時 令合力在所者美濃地之内四百
田注⁵吉段地之事 一者大義志 且者崇寿女注⁶
為後生菩提之妙義寺江寄進畢
彼是任深意之旨趣 末代不可有相違者也 仍
而龜鏡注⁷之一筆如件

天正貳年 甲二月日 右衛門佐注⁸

可修禅道古人曰文字 〇〇〇 筌締也

不用錦衣可着紙衣古德曰紙衣是勝錦衣

莫怠朝夜勤行古人曰懈怠者必天罰之相也

不可在家夜行世人諺曰夜行者必女犯之相也

*4 善林東堂 =

*5 四百田 = 美濃地の地名か？

*6 崇寿女 = 一族中の女（「益田市誌」上巻748頁）

*7 龜鏡 = （きけい）よりどころとなる模範。証拠。龜鑑。

*8 右衛門佐 = 益田藤兼

*9 筌締 = 筌蹄の誤記。筌蹄 魚をとるうえと兔を捕らえる罟。転じて目的を達するまでの手段。手引き。案内。「史料集 益田藤兼・元祥とその時代」妙義寺法度117頁参照。

一不可用長短劔世人諺曰武具寵愛必還俗之基也
一不可高歌談笑古人曰縱橫無碍外道之軍也
一塔中衣僧可勵掃地佛曰掃地必有五種德一自身
清淨二令他身清淨三諸天勸喜四無病快樂
五臨終無身苦
老若可本法門參學先哲曰是則佛祖命脈列祖
之骨髓也

右之條々違反之輩者三千里外摘楊花云々
時天正九曆辛巳姑洗吉日 殊梅^{注1}在判^{注2}

右衛門佐元祥^{注3} 花押
越中守藤兼御判 如前

大寧寺十五世関翁大和尚寄書一為中興之通
申談候處 則御位牌并仏具以下調被置候 殊為人牌
料銀子貳百文目 施令之条三段之地 到盡末
來際令寄進候 院仍為龜鏡一筆如件
天正十式年甲申 越中入道
正月廿一日 全鼎御判如前
右衛門佐
元祥

妙義寺当住黄山和尚代寄附之

不可用長短劔世人諺曰武具寵愛必還俗之基也
不可高歌談笑古人曰縱橫無碍外道魔軍也
塔中衣僧可勵掃地佛曰掃地必有五種德一自身
清淨二令他身清淨三諸天勸喜四無病快樂
五臨終無身苦
老若可本法門參學先哲曰是則佛祖命脈列祖
之骨髓也

右之條々違反之輩者三千里外摘楊花云々
時天正九曆辛巳姑洗吉日 殊梅^{注1}在判^{注2}

右衛門佐元祥 花押
越中守藤兼御判 如前

大寧寺 殊門^{注3} 在判
大寧寺十五世関翁大和尚 当寺可為中興之通
申談候處 則御位牌并仏具以下調被置候 殊為人牌
料銀子貳百文目 施令之条三段之地 到盡末
來際令寄進候 院仍為龜鏡一筆如件
天正十式年甲申 越中入道
正月廿一日 全鼎御判如前
右衛門佐
元祥

妙義寺当住黄山和尚代寄附之

*1 殊梅 = (じゅばい) 妙義寺二世黄山殊梅。関翁殊門の法嗣で大寧寺の名僧。

*2 在判 = 古文書の写しなどで原本には花押が書かれている事を示す語。(ありはん)とも。

*3 殊門 = 瑞雲寺十五世関翁殊門。益田藤兼は殊門を妙義寺の中興とした。殊門は大寧寺十三世異雪の法嗣であり、瑞雲寺の法地開山・十四世の繁興存栄の弟子である。大寧寺石屋十五世竹居一滴のことである。享祿四年(1531)筑前国穂波郡椿ノ庄の生れ。15才で永平寺に参じて菩薩戒を受け、後年永福寺の石翁に詣で、心翁宗智を拜して授号の師とした。(「益田市誌」上巻748頁)

全鼎様

御袖判

本郷の内三百前の田一たん子々たかさ
へもん永代二かい申候 かのものかゆうに成申候
まうへさまへ申上 御はんを つけかいけん
の御そてはん注5の状そへて御寺へきしん申候 きよく
ほうしゆうきんいはい御たて候て 末代まで
の御とふらひたのみたてまつり候 いつれも御
そてはん申上候まう まつ代ちかひ申まいらせ候
かしく

天正十二年

十月二日

しんちのつほね

三やうき寺さま

中村太郎左衛門尉母任分おあまの田を候
寄進之袖判之旨 末代寺務不可有
相違候 仍一筆如件

天正十二年

十月二日

全鼎御判
元祥花押

妙義寺

對當寺全鼎御寄進之地之事 彼
御一行并被任御袖判等之旨 向後不可

全鼎様

御袖判

木部郷の内三百まえ注4の田一たん子々たかさ
へもん永代二かい申候 かのものかゆうに成申候
まうへさまへ申上 御はんを つけかいけん
の御そてはん注5の状そへて御寺へきしん申候 きよく
ほうしゆうきんいはい御たて候て 末代まで
の御とふらひたのみたてまつり候 いつれも御
そてはん申上候まう まつ代ちかひ申まいらせ候
かしく

天正十二年

十月二日

しんちのつほね注6

三やうき寺さま

中村太郎左衛門尉母任申分ヨリ於木部郷田壹段
寄進之袖判之旨 末代寺務不可有
相違候 仍一筆如件

天正十二年

十月二日

全鼎御判
元祥花押

妙義寺

對當寺全鼎御寄進之地之事 彼
御一行并被任御袖判等之旨 向後不可

*4 三百前 = 美濃郡木末郷の地名。

*5 そてはん = 袖判。中世、文書の袖に署した花押。多くはその文書の効力の認証や権威づけを意味した。

*6 しんちのつほね = しんちの局。中村太郎左衛門の母。（「益田市誌」上巻 750 頁）

有他妨者也 弥寺家御修造可為肝要
之状如件
天正十三年十一月廿八日右衛門佐元祥御判
。此判。

打渡

田半	米三斗	清右衛門
田五反	米三石五斗	同人
田貳反	米一石五斗	同人
田大	米四斗	九郎右衛門
田二反小	米一石六斗	五郎兵衛

田貳反半	米一石六斗	惣兵衛
田貳反三百歩	米一石六斗	孫九郎
田半	米三斗	弥右衛門
田壹段卅歩	米七斗	彦九郎
田壹反半	米九斗	孫右衛門
田三反	米貳石四斗	清右衛門
以上分米拾五石		
田三反小	米貳石九斗三升	
田小	米貳斗	
屋敷	米貳斗	
以上田數三反大 分米三石		

有他妨者也 弥寺家御修造可為肝要
之状如件

天正十三年十一月廿八日右衛門佐元祥御判

打渡注¹

田半	米三斗	清右衛門
田五反	米三石五斗	同人
田貳反	米一石五斗	同人
田大	米四斗	九郎右衛門
田二反小	米一石六斗	五郎兵衛
田貳反半	米一石六斗	惣兵衛
田貳反三百歩	米一石六斗	孫九郎
田半	米三斗	弥右衛門
田壹段卅歩	米七斗	彦九郎
田壹反半	米九斗	孫右衛門
田三反	米貳石四斗	清右衛門
以上分米拾五石		
田三反小	米貳石九斗三升	
田小	米貳斗	
屋敷	米貳斗	
以上田數三反大 分米三石		

*1 打渡 = 「資料集・益田藤兼・元祥とその時代」159頁参照。

并拾八石
 右十五石從西方御寄進候 三石從御^(周力)肩方
 御寄進候 仍打渡如件
 天正廿正月廿五日
 左衛門進 判
 甲斐守 判
 妙義寺
 打渡
 一 所式段大 壹石八斗
 一 所式段小 七斗五升
 一 所小田 四斗五升
 以上三石
 右坪付如件
 天正廿正月廿五日
 左衛門進 判
 甲斐守 判
 正覺院
 右九通妙義寺二有之候事
 益田醫光寺注²二而御先祖様方御位牌
 左之通り
 頭二登り藤二
 久文字ノ御紋アリ
 陽光院殿前越州大守全久宗兼大居士
 陽光院殿梅林智春大姉
 大雄院殿全国兼堯大居士

并拾八石
 右十五石從西方御寄進候 三石從御^(周力)肩方
 御寄進候 仍打渡如件
 天正廿正月廿五日
 左衛門進 判
 甲斐守 判
 妙義寺
 打渡
 一 所式段大 壹石八斗
 一 所式段小 七斗五升
 一 所小田 四斗五升
 以上三石
 右坪付如件
 天正廿正月廿五日
 左衛門進 判
 甲斐守 判
 正覺院
 右九通妙義寺二有之候事
 益田醫光寺注²二而御先祖様方御位牌
 左之通り
 頭二登り藤二
 久文字ノ御紋アリ
 陽光院殿前越州大守全久宗兼大居士
 陽光院殿梅林智春大姉
 大雄院殿全国兼堯大居士

*2 醫光寺 = 卷末補注 6 参照。

前越州大守持賜大蘊全鼎大居士

歸真慧童子

重三檀越元祥息四歲逝云

天正十四年丙戌三月十日

一 同寺了心法師住持在在之身

年号不知五月廿三日 益田越中守

崇觀開基聖忍大禪定門

明德二末十月十四日

万福寺教祥兼大居士

應永廿六亥三月十二日

前越州常幸周兼大居士

文明十七己丑月廿三日當山寺中

大雄院殿全国兼堯大居士

大永六七月廿日

神護院殿全田貞兼公

天文十三辰正月十日當寺開基之

醫光寺殿前州全久宗兼大居士

永祿八丑九月十二日

桂光庵殿全屋尹兼大居士

慶長元十二月朔日

前越州大蘊全鼎大居士

前越州大守持賜大蘊全鼎大居士注1 (益田藤兼)

歸真慧 童子

裏二檀越元祥息四歲逝去

天正十四年丙戌三月十日

同寺過去帳御法名左之通り

年号不知五月廿三日

益田越中守

崇觀開基聖忍大禪定門

(益田兼弘)

明德二末十月十四日

万福寺殿祥兼大居士

(益田兼見)

應永廿六亥三月十二日

前越州常幸周兼大居士

(益田秀兼)

文明十七己丑月廿三日當山寺中

大雄院殿全国兼堯大居士

(益田兼堯)

大永六七月廿日

神護院殿全田貞兼公

(益田貞兼)

天文十三辰正月十日當寺開基之

醫光寺殿前州全久宗兼大居士

(益田宗兼)

永祿八丑九月十二日

桂光庵殿全屋尹兼大居士

(益田尹兼)

慶長元十二月朔日

前越州大蘊全鼎大居士

(益田藤兼)

= 「隣」のこざと扁を目扁に置き換えた文字。(活字が表示されない)

*1 持賜大蘊全鼎大居士 = 益田藤兼は幼名次郎、長じて治部少輔、右衛門佐となり受領して越中守に任ぜられ、後年従四位侍従に叙せられ、入道して全鼎と称した。彼の名藤兼は「萩藩閩閩録」によれば天文八年(1539)正月將軍義藤(後義輝と改名)より偏諱を授けられたと云う。また、大蘊全鼎(だいうんぜんてい)の名号については尼子氏滅亡後、藤兼は禁中へ参内し実峰派古則州山老衲の証明により「仏法繁榮之沙汰神妙」の理由で元龜4年5月3日左小弁を通じて「大蘊全鼎」の名号を授かったという。

桃林院殿

慈雲院殿

慈徳院殿

江雲院殿

恭寛院殿

天文十三辰二月廿九日
陽光院殿梅林智春大姉

慈照院殿

向月院殿

珠光院殿

長祿元丑八月十二日兼堯公嫡子

徳巖童子

桃林院殿

(益田元祥)

慈雲院殿

(益田広兼)

慈徳院殿

(益田元堯)

江雲院殿

(益田就恒)

恭寛院殿

(益田就賢)

天文十三辰二月廿九日

陽光院殿梅林智春大姉

(益田宗兼室)

慈照院殿

(益田藤兼次室礼仏)

向月院殿

(益田藤兼次室)

珠光院殿

(益田広兼室)

長祿元丑八月十二日兼堯公嫡子

徳巖岩童子

(益田貞兼の兄)

天正十四三月十日元祥公息

慧麟童子

右之外相知不申候事
一 同寺御位牌一所二左之通り位牌有之
當寺開基檀那直山妙超大師

裏二

弘安三年 年代深遠 不記年号到于末世
七月廿四日 不能改偶月雙代¹二建立之訖² 齊藤

長者之内室之改名也
當寺草創之且那本尊建立毛此仁
也永劫茶湯仏祭不可怠之

右之由緒相尋候処 是八崇觀寺開基二て彼寺
断絶已後位牌當寺江取越 供養被仕候由 齊藤
長者之儀者相分不申候事

一 崇觀寺之儀者齊藤長者草創二て聖忍
大居士³被成御再興 大地二而候処焼失 已後
断絶仕候 醫光寺之儀者崇觀寺末寺二而候處
崇觀寺断絶二付宗兼公崇觀寺跡江被成御建
候由之事

付り 聖忍大居士過去帳益田越中守と斗
有之二付 御実名之儀相尋候処 存不被申
由之事

天正十四三月十日元祥公息

慧 童子

右之外相知不申候事

同寺御位牌一所二左之通り位牌有之

當寺開基檀那直山妙超大師 (不明)

裏二

弘安三年 年代深遠 不記年号到于末世

七月廿四日 不能改偶月雙代¹二建立之訖² 齊藤

長者之内室之改名也
當寺草創之且那本尊建立毛此仁
也 永劫茶湯仏祭不可怠之

右之由緒相尋候処 是八崇觀寺開基二て彼寺
断絶已後位牌當寺江取越 供養被仕候由 齊藤
長者之儀者相分不申候事

一 崇觀寺之儀者齊藤長者草創二て聖忍
大居士³被成御再興 大地二而候処焼失 已後
断絶仕候 醫光寺之儀者崇觀寺末寺二而候處
崇觀寺断絶二付宗兼公崇觀寺跡江被成御建
候由之事

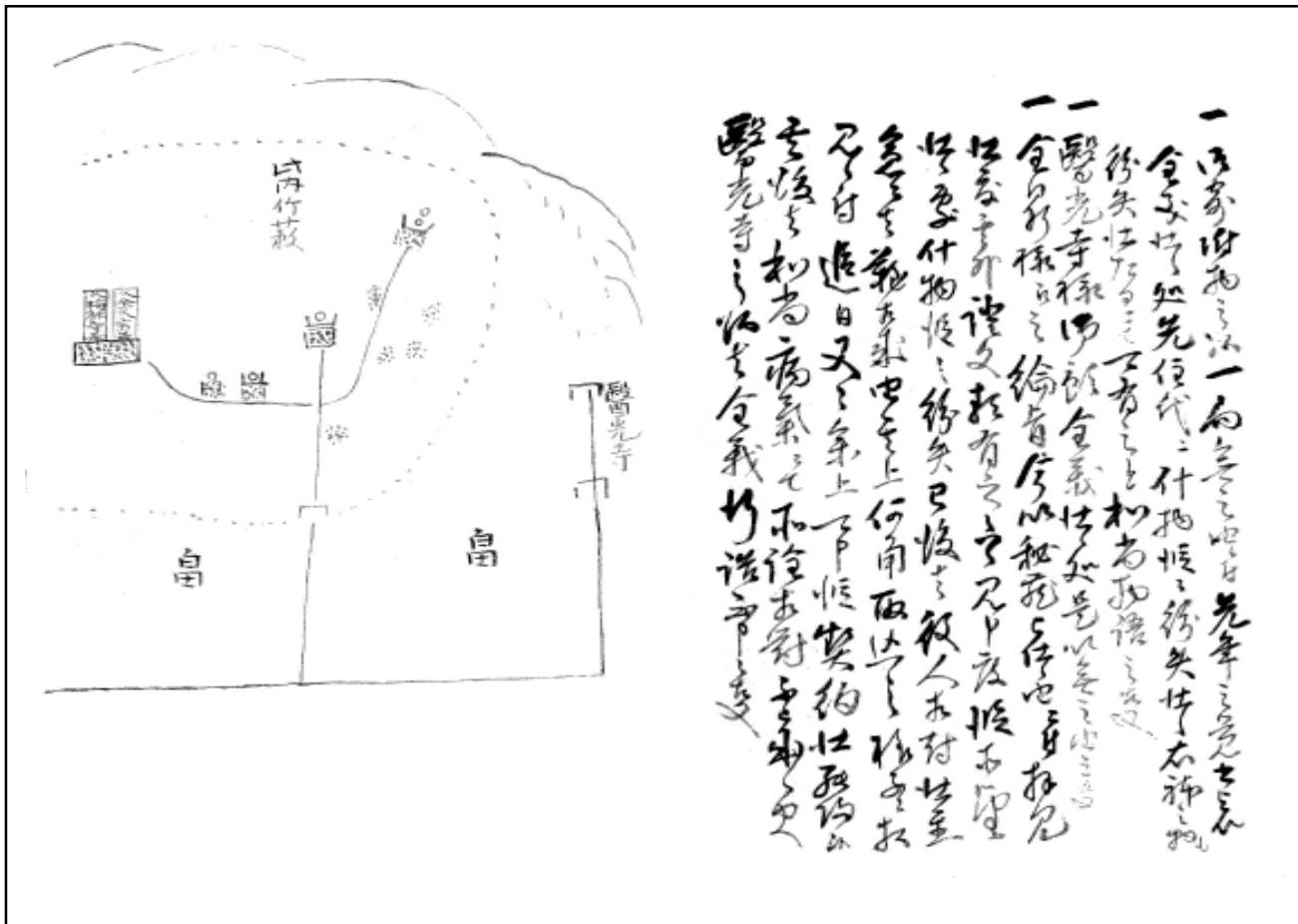
付り 聖忍大居士過去帳益田越中守と斗
有之二付 御実名之儀相尋候処 存不被申
由之事

*1 月雙 =

*2 訖 = おわんぬ。 「畢」と同じ。

*3 聖忍大居士 =

= 「隣」の「ござと」偏を「目」に置き換えた文字。



一 此家御物之儀一向無之由二付 先年之覚書を以
 全義仕候処 先住代二什物段々紛失仕候 右跡之物も
 紛失仕たる二て可有之と和尚物語之事
 醫光寺様御影全義仕候処 是以無之由之事
 全鼎様江之繪旨今以秘藏被仕候由二付相見
 仕度其外證文類有之候八、見申度候段所望
 仕候處 什物段々紛失 已後者役人相對仕置
 急二者難相成由 其上何角取込之様子二相
 見候付 追日又々參上可申段契約仕罷歸候
 其後者和尚病氣二て所詮相對不被成候ゆへ
 醫光寺之儀者全義行詰不申候事

御寄附物之儀一向無之由二付 先年之覚書を以
 全義仕候処 先住代二什物段々紛失仕候 右跡之物も
 紛失仕たる二て可有之と和尚物語之事
 醫光寺様御影全義仕候処 是以無之由之事
 全鼎様江之繪旨今以秘藏被仕候由二付相見
 仕度其外證文類有之候八、見申度候段所望
 仕候處 什物段々紛失 已後者役人相對仕置
 急二者難相成由 其上何角取込之様子二相
 見候付 追日又々參上可申段契約仕罷歸候
 其後者和尚病氣二て所詮相對不被成候ゆへ
 醫光寺之儀者全義行詰不申候事

此内竹藪

醫光寺

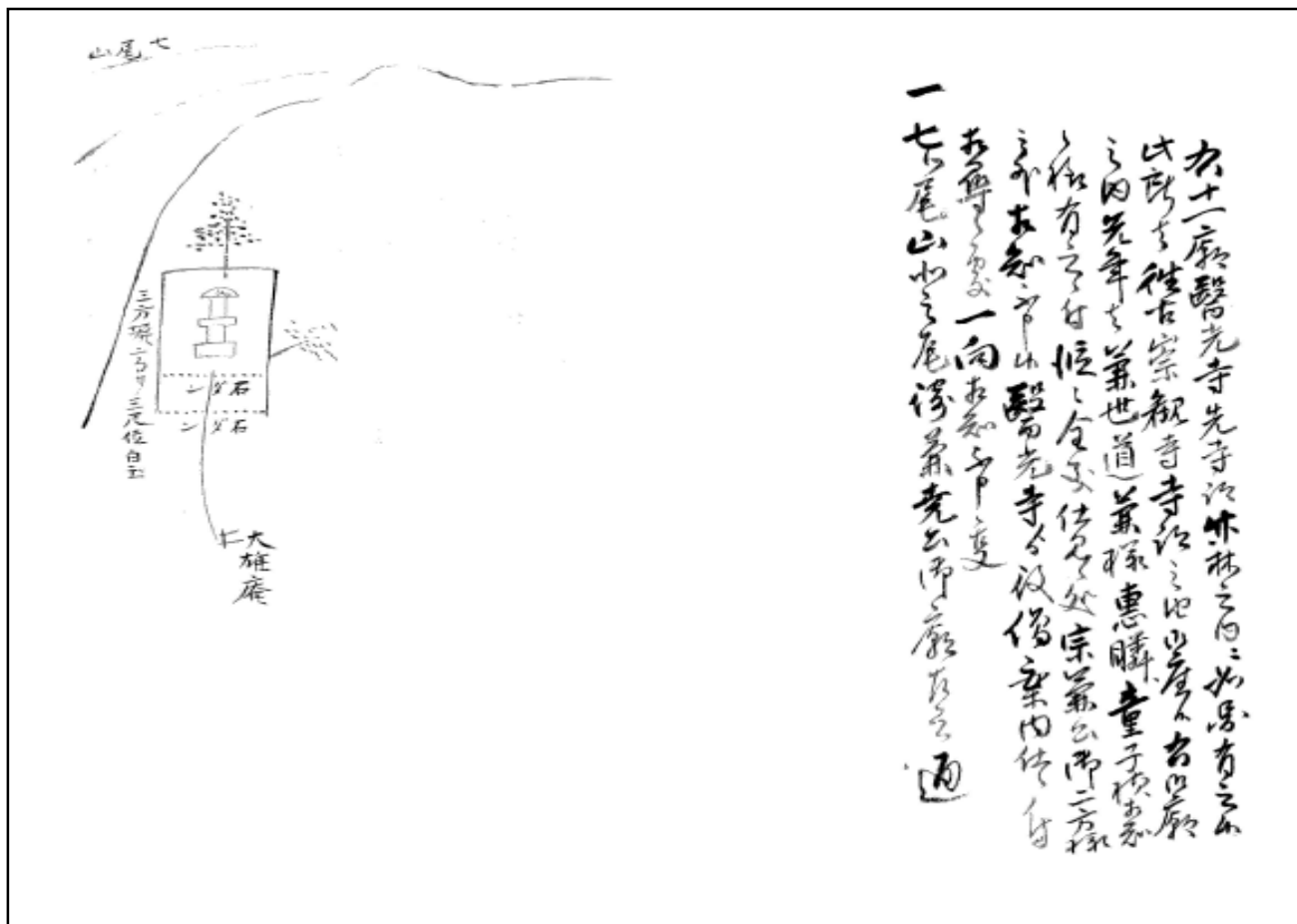
久全久宗兼注4
 久梅林智春注5

畠

畠

*4 全久宗兼 = 益田宗兼。幼名熊童丸。長じて孫次郎と云い、治部少輔、越中守に任じ、不屋軒と号した。天文13(1544)年正月10日卒。法名醫光寺殿全久宗兼大居士という。宗兼は崇観寺の頽廃を嘆き、醫光寺の再建に併せて崇観寺を吸収合併し崇観醫光寺とした。

*5 梅林智春 = 宗兼の室。大内氏の家老陶氏の女である。



右十一廟醫光寺先寺領竹林之内ニ如圖有之候
 此所者往古宗觀寺寺領之由御座候 右御廟
 之内先年者兼世・道兼様・恵 童子様相知
 候様有之候付 段々全義仕見候処 宗兼公御二方様
 之外相知不申候 醫光寺ヨリ役僧案内仕候付
 相尋候處 一向相知不申候事
 一 七ツ尾山北之尾崎兼堯公御廟左之通

山尾七

三方塀高サ三尺位白玉

ンダ石
 ンダ石

大雄庵

右十一廟醫光寺先寺領竹林之内ニ如圖有之候
 此所者往古宗觀寺寺領之由御座候 右御廟
 之内先年者兼世・道兼様・恵 童子様相知
 候様有之候付 段々全義仕見候処 宗兼公御二方様
 之外相知不申候 醫光寺ヨリ役僧案内仕候付
 相尋候處 一向相知不申候事
 一 七ツ尾山北之尾崎兼堯公御廟左之通

= 「隣」の「こざと」偏を「目」に置き換えた文字。

右之通り三方高サ三尺位白土之堀有之堀之内二
 御靈印之大松御座候 松之前高サ式尺位之
 石之重 尤前之戸者無之下二段之切石二て
 屋称二久文字彫付有之候 夫ヨリ七八間下り大
 雄庵御座候 御位牌等者無御座候 當時比丘
 尼住庵仕候事

一 益田万福寺御位牌左之通り
 頭二登り藤二久文字之御紋有之
 万福寺殿浄阿英山雄翁大居士 (益田兼見)

一 同寺過去帳御法名左之通り
 延文二丙五月廿二日
 得生院殿即阿兼方大居士 (益田兼方)
 明德二末十月十四日
 万福寺殿浄阿祥兼大居士 (益田兼見)
 桃林院殿全牛紹 大居士 (益田元祥)

一 万福寺殿御法名之儀者 元来浄阿弥陀仏二て
 御座候処 追年御四百回忌之節 御位牌修覆
 被仕 其節英山雄翁之御法名 贈号被改候由

= 国構えの中に力。 「箇」。

萬福寺 = 卷末補注 7 参照。

且又古寺御位牌二者久文字斗有之候処
 當時登り藤二久文字被遊御用御様子二付 其節
 御紋を茂被改候由事

一 萬福寺之儀者往古安福寺と申候而益
 田ヨリ一里程隔リ海辺中津洲と申所二有之候處
 兼見公者三隅家之御庶子二而 安福寺迄
 被成御出 如御望益田家御相續相成候八、
 益田江御引選し御建立可被成との御約束
 二而 御相續已後 應安七年只今之土地江御建
 立被成 其後天正十四年元祥公御修覆被
 仰付候上 等者追々修補相成候得共 柱類

者兼見公御建立之候二而 大概檜作二而
 御座候由事

一 崇觀寺之本尊觀音萬福寺祠堂佛殿二
 有之候処 崇觀寺本尊二無紛段觀音尊ノ
 内二彫付有之 醫光寺ヨリ所望二付先住代々
 醫光寺江被差返候由御座候 右觀音萬福寺
 有之段いか様之訊二而候哉 一向相知不申段
 和尚物語二而御座候事

且又古寺御位牌二者久文字斗有之候処 當時
 登り藤二久文字被遊御用御様子二付 其節
 御紋を茂被改候由事

一 萬福寺之儀者往古安福寺と申候而益
 田ヨリ一里程隔リ海辺中津洲と申所二有之候處
 兼見公者三隅家之御庶子二而 安福寺迄
 被成御出 如御望益田家御相續相成候八、
 益田江御引選し御建立可被成との御約束
 二而 御相續已後 應安七年只今之土地江御建
 立被成 其後天正十四年元祥公御修覆被
 仰付候上 等者追々修補相成候得共 柱類

者兼見公御建立之候二而 大概檜作二而
 御座候由事

一 崇觀寺之本尊觀音萬福寺祠堂佛殿二
 有之候処 崇觀寺本尊二無紛段觀音尊ノ
 内二彫付有之 醫光寺ヨリ所望二付先住代々
 醫光寺江被差返候由御座候 右觀音萬福寺
 有之段いか様之訊二而候哉 一向相知不申段
 和尚物語二而御座候事

有之、其紫緞、
 内、
 御守、
 御武運、
 柳園主人所記

柳園主人所記
 一、
 御武運、
 御守、
 御武運、
 柳園主人所記

萬福寺

(付箋 朱書)
柳園主人所記

萬福寺二益田家ヨリ之御寄附と申傳り候甲青一領有之候 余請一見
 緩々見申候所誠二古代之物之威糸等悉損シ面類殊之外丈夫二有之其外
 大袖随分用立可申候 尤膏八大損不可用甲毛少々損シ修覆セバ可也二可用
 役 数ヶ所有之丸ノ内ニ起ゆふの紋有之 和尚へ由来を相尋候所一向
 申傳も無之 一ツ之御代ニ御寄附相成候哉相分り不申由之事
 開運天満宮と申社有之 寺内ニ有之由来を相尋候所 国兼公石州
 御下向之時御守本尊として御持下り被成候由 是菅公御自作之御木像也 四代
 越中守兼廣公武運之御長久を被折念 終二兼廣殿之御家人と被成 被開
 御武運之長久候故 開運天満宮と奉崇安置焉夕モフと物語候事



一 萬福寺殿梵字一輪二字宛五字有之 御法名
無之五輪之下三尺位高 石垣三方竹垣前一
板屋祢二而戸無之門有之

一 得生院殿五輪二 即阿弥陀仏 と二行二彫付け有之五
輪之下二尺位高石垣

奉寄進

道場萬福寺

石見国益田郷内田畠事

壹所 院内 東限瀧倉前江南限河下大溝
西限小島西端ヨリ岡島之岸北限片山^峯大道

壹所 佐々倉 四至堺
任往古

壹所 津村名 加河成

壹所 手作參段 五郎四郎跡

右件所之奉寄進御道場也 盡未來際
迄于子々孫々可守此旨 仍寄進之状如件

鬱出

五輪
得生院殿

一 萬福寺殿梵字一輪二字宛五字有之 御法名
無之五輪之下三尺位高 石垣三方竹垣前一
板屋祢二而戸無之門有之

一 得生院殿^{注1} 五輪二 即阿弥陀仏 と二行二彫付け有之五
輪之下二尺位高石垣

奉寄進 道場萬福寺

石見国益田郷内田畠事

壹所 院内 東限瀧倉前江南限河下大溝

西限小島西端ヨリ岡島之岸北限片山^峯大道

壹所 佐々倉 四至堺
任往古

壹所 津村名 加河成

壹所 手作參段 五郎四郎跡

右件所之奉寄進御道場也 盡未來際
迄于子々孫々可守此旨 仍寄進之状如件

*1 得生院殿 = 得生院即阿。益田兼方（兼見の父）の法名。

*2 「史料集・益田兼見とその時代」81頁参照。

當寺開券

應安七年十月廿六日

沙弥淨阿判

覺

田六反

米四石五斗

田三反

米壹石五斗

田二反

米壹石

田貳反

米八斗

田三反

米貳石六斗

田三反

米壹石貳斗

田三反

米八斗

田三反

米八斗

田三反

米六斗

田三反

米壹石貳斗壹升

田三反

米壹石五斗

万石

八人

七人

七人

三人

五人

五人

八人

八人

五人

五人

當寺開券

應安七年十一月廿六日

沙弥淨阿注³判

覺

かと田

田五段

米四石五斗

万右衛門

同所

田三反

米壹石八斗

七郎左衛門

同所

田三反

米壹石八斗

七郎左衛門

三山そへ三反ノ内

田貳反

米八斗

惣右衛門

こそへのまへ

田三反三百歩

三四郎

同所

田三反三百歩

太郎左衛門

いきなり

田三反

米八斗

与二郎

同所

田三反

米八斗

同人

同所

田三百歩

米六斗

同人

おり田

田三反大

米壹石貳斗壹升

与四郎

同所

田三反半

米壹石五斗

与左衛門

萬福寺

*3 沙弥淨阿 = 「沙弥」 10 頁脚註 4 参照。「淨阿」 益田兼見 (P35L12 参照)

田吉反半 米七石五斗 同所
 一畠畠吉段 五斗四升 七左衛門
 惣都合拾八石之定
 以上 萬福寺領
 天正廿年正月十三日 增 甲 判
 左衛門進 判
 寶珠庵注1領坪付斗
 よこ田おか上 米九斗 弥左衛門
 一所式段大 米九斗
 みしめ柳か坪 米七斗 七郎左衛門
 一所壹段 米七斗
 同所
 一所壹段 米六斗 三郎右衛門
 同所
 一所壹段 米九斗 四郎左衛門
 以上
 天正廿正月十五日 增 甲 判
 左衛門進 判
 庄嚴院注2領坪付
 下田吉段三畝拾三步 米七石貳斗九合
 中田吉反式畝廿七步 米七石四斗壹升五合
 一 田吉反半 米七石五斗
 一 下田吉反三畝拾三步 米七石貳斗九合
 一 中田吉反式畝廿七步 米七石四斗壹升五合

同所

田吉反半 米七石五斗 同所

くるま田

一所畠吉段 五斗四升 七左衛門

惣都合拾八石之定

以上 萬福寺領

天正廿年正月十三日 增 甲 判

左衛門進 判

寶珠庵注1領坪付斗

よこ田おか上

一所式段大 米九斗 弥左衛門

みしめ柳か坪

一所壹段 米七斗 七郎左衛門

同所

一所壹段 米六斗 三郎右衛門

同所

一所壹段 米九斗 四郎左衛門

以上

天正廿正月十五日 增 甲 判

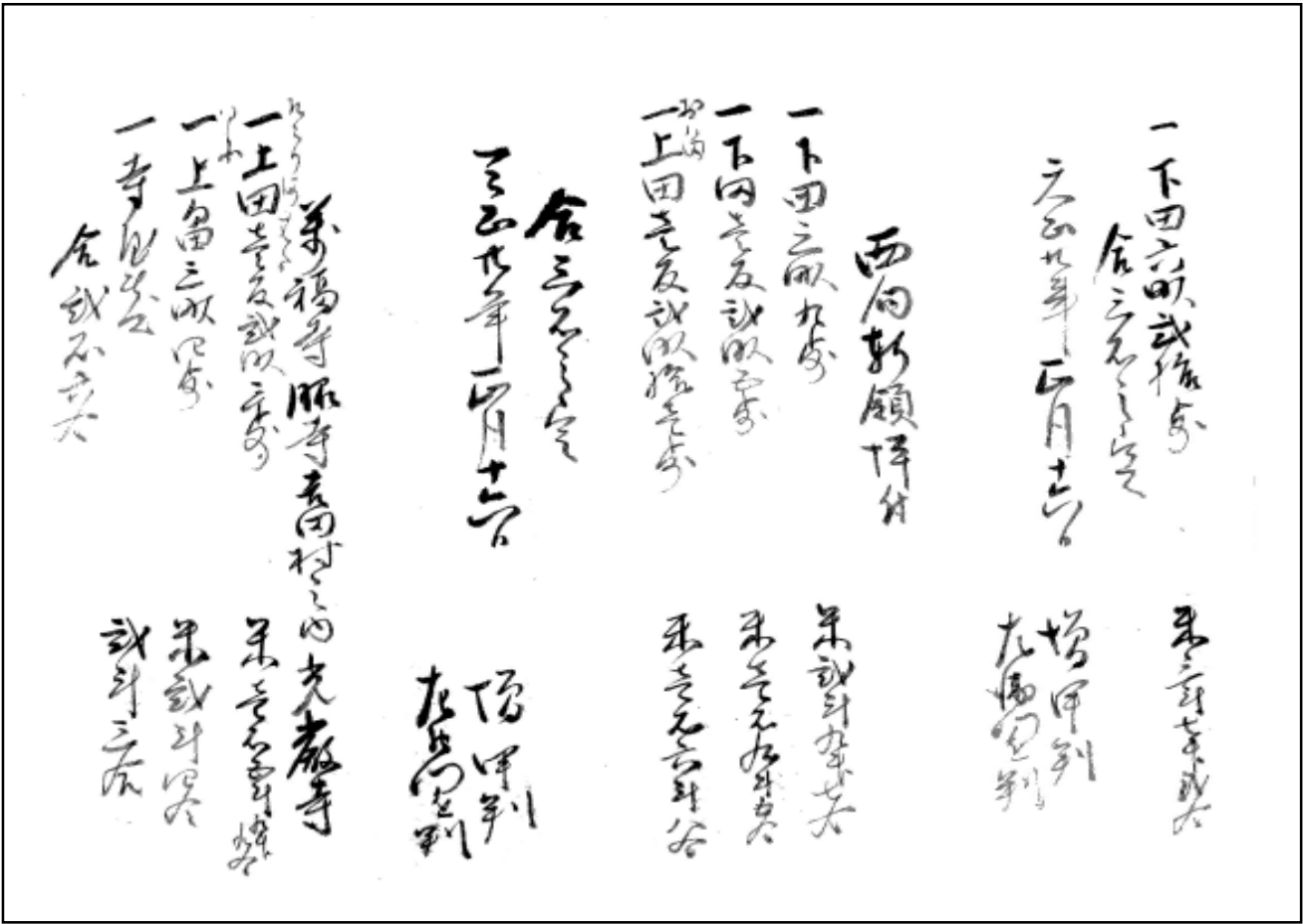
左衛門進 判

庄嚴院注2領坪付

下田吉段三畝拾三步 米七石貳斗九合

中田吉反式畝廿七步 米七石四斗壹升五合

*1 寶珠庵 =
*2 庄嚴院 =



一 下田六畝貳拾步
米三斗七升貳合

合三石之定

天正廿年正月十六日

左衛門進判

西向軒^{注3}領坪付

一 下田三畝九步

一 下田壹反貳畝五步

おり田

一 上田壹反貳畝拾壹步

合 三石之定

天正廿年正月十六日

左衛門進判

萬福寺脇寺吉田村之内光嚴寺^{注4}

そうかあはた

一 上田壹反貳畝二步

同所

一 上畠三畝四步

一 寺屋敷

合 貳石六合

*3 西向軒 =
*4 光嚴寺 =

天正廿年正月十三日

増甲判
左衛門進判

山道郷内庄巖寺領地坪一名波田吉町
四段 小田五的端之屋敷一ヶ所 馬場河原
畠之小屋敷式ヶ所之地 事至山野等
兄兼慶之時 任知行令扶助畢 無妨
可全注¹領知之状如件

天文十五年八月六日

越中守 花押

庄巖寺相阿弥陀佛

山道郷之内入野ノ妙音院之事 当坊
主已後加扶持可申候 弥々別而御馳走肝
要候 於委細照春庵注¹可被申候 恐々齋言

七月晦日

全屋判

庄巖寺

天正廿年正月十三日

増甲判
左衛門進判

山道郷内庄巖寺領地坪一名波田吉町
四段 小田五的端之屋敷一ヶ所 馬場河原
畠之小屋敷式ヶ所之地 事至山野等
兄兼慶之時 任知行令扶助畢 無妨
可全注¹領知之状如件

天文十五年八月六日

越中守 花押

庄巖寺相阿弥陀佛

山道郷之内入野ノ妙音院之事 当坊
主已後加扶持可申候 弥々別而御馳走肝
要候 於委細照春庵注¹可被申候 恐々齋言

七月晦日

全屋注³ 御判

庄巖寺

*1 可全 = 全うすべし。

*2 照春庵 =

*3 全屋 = 益田尹兼法名、「桂光庵殿全屋尹兼大居士」。30頁参照。

山道郷入野名之内 浮田志町惠春居
 屋敷 笠根峠小屋敷并妙音院分 其外
 山野等之事 父相阿 任寵一望 小僧丸注⁴江令
 扶助畢 有領掌奉公等不可有油断者也
 者望^二て可全 領知之状如件
 一、天文廿一年八月十五日 全屋判
 小僧丸殿

一 益田勝達寺瀧藏権現由来左之通
 瀧藏山熊野権現 人王四十五代聖武帝御宇
 承平二年勸請 同六十一代朱雀帝御宇
 元年從二位大納言国兼公奉 勅為守石州
 之時 演宿志勳力 上奏又時之帝厚尊伝
 熊野権現 故詔田二十町御寄附也 其後益田
 越中守兼高元曆・文治之合戦一ノ谷・赤間關
 兩軍功二ヨリテ源頼朝公石州之内二三郡賜心
 住益田之城 其時又新田二十町寄附 從是三
 百七十餘歳之間 勅詔之社領廢乎 年不詳

益田勝達寺瀧藏権現由来左之通
 瀧藏山熊野権現 人王四十五代聖武帝御宇
 神龜二年勸請 同六十一代朱雀帝御宇
 承平元年勝達寺開基淨藏大德 其後永久
 元年從二位大納言国兼公奉 勅為守石州
 之時 演宿志勳力 上奏又時之帝厚尊伝
 熊野権現 故詔田二十町御寄附也 其後益田
 越中守兼高元曆・文治之合戦一ノ谷・赤間關
 兩軍功二ヨリテ源頼朝公石州之内二三郡賜心
 住益田之城 其時又新田二十町寄附 從是三
 百七十餘歳之間 勅詔之社領廢乎 年不詳

*4 小僧丸 =

注1注1

住持師阿彌陀佛

南無阿彌陀佛 萬福寺

大檀那淨阿居士

大工 右衛門尉宗遠

上 棟 四郎五郎兼廣

應安七年十一月十一日

明阿彌陀佛

注1

住持師阿彌陀佛

南無阿彌陀佛 萬福寺

大檀那淨阿居士阿彌陀佛力注2

大工 右衛門尉宗遠

上

棟 四郎五郎兼廣

應安七年十一月十一日

明阿彌陀佛

次頁へ続く

*1 史料集・「益田兼見とその時代」83頁参照。

*2 居士 = 彌陀佛の誤記か（同上参照）

聖主天中天

迦陵頻伽聲

哀愍衆生者

我等今敬禮

勸進者大梵天王 本願

奉再興萬福寺本堂一字上蓮華之聖師阿弥

大檀那帝釋天王 大檀那藤原朝臣元祥

元祥父後見 全鼎 時ノ住持塚本四郎右衛門尉實殿源兵衛尉

元祥父後見

全鼎

乾太幡州敷西郡阿賀住

番匠大増野内蔵丞惟以

時ノ住持塚本四郎右衛門尉實殿源兵衛尉

鍛冶九郎治郎

實殿源五郎小工中村余三郎

奉行品川大膳進大橋京右衛門尉

井上助次郎

天正十四年丙戌八月吉日

聖主天中天

迦陵頻伽聲

勸進者大梵天王

本願

元祥父後見

輒大区幡州敷西郡阿賀住

全鼎

番匠大区増野内蔵丞惟以

時ノ住持塚本四郎右衛門尉實殿源兵衛尉

(梵字) 奉再興萬福寺本堂一字上之事師阿弥

鍛冶九郎治郎

實殿源五郎小工中村余三郎

哀愍衆生者

大檀那帝釋天王

大檀那藤原朝臣元祥

我等今敬禮

井上助治郎

奉行品川大膳進大橋京右衛門尉

天正十四年丙戌八月吉日

萬福寺

又天正年中社寺御焼亡入益田越中守藤原全鼎入道再建立其子從五位下玄蕃頭元祥改山林二十余丁田六十解余寄附又寛永五年当山廿七世良尊法印依祈訟蒙御朱印候事
右勝達寺覺書之内拔書

一 瀧藏権現御祭日三月十二日ヨリ十八日迄
一 右社屋祢鬼板二笹ノ丸之御紋有之
一 権現社之並二春日大明神と而五社有之

御建立年限不分明
天正年中元祥公以来御再建立候由事
一 濱八幡宮建立時代不分明二御座候由 文治年中再建又其後天正年中藤兼公御造立被成候 社領四石七斗今以除地相成居候由事 御祭日八月十五日
付八幡宮神殿鬼板二登り藤二久文字御紋有之

一 勝達寺江御家ヨリ證文之儀者 先年天領之節 御代官竹村丹後守殿伏見御持参二而 其後被返不相成 只今二而一向無之由御座候事

又天正年中社寺御焼亡入 益田越中守藤原全鼎入道再建立 其子從五位下玄蕃頭元祥改山林二十余丁 田六十解余寄附又 寛永五年当山廿七世良尊法印依祈訟蒙御朱印候事
右勝達寺覺書之内拔書

瀧藏権現御祭日三月十二日ヨリ十八日迄
右社屋祢鬼板二笹ノ丸之御紋有之
権現社之並二春日大明神と而五社有之

御建立年限不分明
天正年中元祥公以来御再建立候由事
濱八幡宮建立時代不分明二御座候由 文治年中再建又其後天正年中藤兼公御造立被成候 社領四石七斗今以除地相成居候由事 御祭日八月十五日
付八幡宮神殿鬼板二登り藤二久文字御紋有之

勝達寺江御家ヨリ證文之儀者 先年天領之節 御代官竹村丹後守殿伏見御持参二而 其後被返不相成 只今二而一向無之由御座候事

天正年中 = 天正元年(1573) ~ 天正 20 年 (1592) 12 月。

解 = 石の事か？

鬼板 = 鬼瓦の代わりに用いる木製の棟飾り。銅板で包むこともある。

濱八幡宮 = 巻末補注 9 参照。

文治年中 = 文治元年(1185) ~ 同 5 年(1189)迄、後鳥羽天皇の御宇。

付り其節脇々之分いつれも一同二被登
被申候処 其後脇方二八大概被返シ相成候処
いか様之儀二や 當寺之儀八被返不相成候由
住持物語之事

一勝達寺社領六十解余山 東西七町六反四間

南北貳町五反四間之地

御朱印写し左之通

石見国美濃郡益田庄瀧蔵山熊野
権現社領 益田村之内六拾石餘事并
山林竹木諸役等免除如有来永不可有

相違者也

寛文六年七月十一日

右之外

御代替度々都合御同文二付不写取候事

瀧蔵権現棟札左之通

尤別二豎紙二記之

付り 其節脇々之分いつれも一同二被登
被申候処 其後脇方二八大概被返シ相成候処
いか様之儀二や 當寺之儀八被返不相成候由
住持物語之事

勝達寺社領六十解余山 東西七町六反四間
南北貳町五反四間之地

御朱印写し左之通

石見国美濃郡益田庄瀧蔵山熊野
権現社領 益田村之内六拾石餘事并
山林竹木諸役等免除如有来永不可有

相違者也

寛文五年七月十一日

右之外

御代替度々都合御同文二付不写取候事

瀧蔵権現棟札左之通

尤別二豎紙二記之

春日大明神棟札左之通

一 本地釈迦如来
大明神

一 本地地藏菩薩
坂土大明神

一 本地薬師如来
治尾大明神

一 本地十一面観音
麻島大明神

一 本地文殊菩薩
大明神

春日大明神棟札左之通

一 本地釈迦如来
大明神

一 本地地藏菩薩
坂土大明神

一 本地薬師如来
治尾大明神

一 本地十一面観音
鹿島大明神

一 本地文殊菩薩
大明神

本社再建立天正十癸未之稔
拜殿再建立天正十三丙戌之稔

勸進者大梵天王

後見

越中入道全鼎

普請奉行增野平内左衛門祥治

奉再建瀧藏大権現本殿一字大檀那藤原朝臣元祥

大檀那帝釈天王

別當権大僧都法印良珉

大工

增野内蔵丞惟次

本社再建立天正十癸未之稔

拜殿再建立天正十三丙戌之稔

勸進者大梵天王

後見

越中入道全鼎

普請奉行增野平内左衛門祥治

奉再建瀧藏大権現本殿一字 大檀那藤原朝臣元祥

大工 增野内蔵丞惟次

大檀那帝釈天王

別當大僧都法印

良珉

天正十三年十一月日

願主

益田治郎元祥

一益田之社人増野勘ケ由所二承合候次第
左之通り

益田七社之事

瀧蔵権現

濱八幡宮

右勝達寺閨書之所二記之
乙吉八幡宮

右濱八幡宮之勸請仕候由 二三石米除地
有之由 益田下本郷乙吉と申所二御社有之
御祭日八 十八日

祇園社

右七七尾御城ヨリ丑寅二当たり久村と申所二
有之候 建久四年兼高公七七尾御城御
築被成候節 鬼門二付御勸請被成候由 御祭日
六月十三日

惣社大明神

右妙義寺山西ノ境二有之 軍八頭惣社大
明神と申候而 武門守護之御神之由二候

天正十三年十一月日

願主

益田治郎元祥

益田之社人増野勘ケ由所二承合候次第
左之通り

益田七社之事

瀧蔵権現

濱八幡宮

右勝達寺閨書之所二記之

乙吉八幡宮

右濱八幡宮之勸請仕候由 二三石米除地

有之由 益田下本郷乙吉と申所二御社有之

御祭日八 十八日

祇園社

右七七尾御城ヨリ丑寅二当たり久村と申所二
有之候 建久四年兼高公七七尾御城御
築被成候節 鬼門二付御勸請被成候由 御祭日
六月十三日

惣社大明神

右妙義寺山西ノ境二有之 軍八頭惣社大
明神と申候而 武門守護之御神之由二候

玉皇公三事言及此守神と兼高公此信
 作建久七年十二月十三日兼高公此所へ
 御鎮座被成候由尤国兼公之御相殿二祭り
 給ヒ只今之御木像者国兼公御尊躰之
 由二て候事 御祭日十二月十六日
 付り 御木像御直拝仕候恐多此所
 江者態と書記不申候事
 今宮大明神
 右惣社ヨリ吉丁程東江寄御社有之候
 是八兼方公御男 兼代様・兼利様御両靈
 二て心安元年十一月十五日兼見公御勸
 請被成候由 然元祥公須佐御引越之砌兼代
 様御尊躰を文須佐江御勸請被成 只今二て者
 兼利様御尊躰斗之由御座候 御祭日十一月
 十五日 尤其後文政年中又左衛門兼憲彼地
 通行之節承候次第左之通り
 是者徳原住居之鍛冶椋木五郎三郎と申者
 之地内にて御祭事尚御社修甫等七五郎三郎方
 引受二々追々相調候由 御祭祀六月十五日十一月
 十五日兩度二而二月者社人三四人も椋木方江
 相招祭禮之式相調十一月者社家江少し之
 敬米共差越候而過二而候由 前方者御拝殿も

是者徳原住居之鍛冶椋木五郎三郎と申者
 之地内にて御祭事尚御社修甫等七五郎三郎方
 引受二々追々相調候由 御祭祀六月十五日十一月
 十五日兩度二而二月者社人三四人も椋木方江
 相招祭禮之式相調十一月者社家江少し之
 敬米共差越候而過二而候由 前方者御拝殿も

無之処近年存立候而御拜殿を作り 其節椋木
六郎右衛門殿御世話被成候八須佐迄ヨリも段々御寄
進有之候通り五郎三郎物語仕候 いか様右
御拜殿造栄之節六郎右衛門ヨリ承又左衛門共ヨリも
少し之寄進仕候 御拜殿九尺四方位 勝手
瓦葺二而候事

机崎

右惣社ヨリ西ノ山ニ御社有之 是者若太郎・
若次郎と而石州之土地を開キ候人越祭候由
御勧請年月不詳 御祭日十一月初午ノ日
以上七社是を益田七社と申候由事

一右七社之社主職仕在古ヨリ勘ケ由家江被仰付
御證據物未玉持出候 永正元年火災二付
證文類致焼失候二付 改而宗兼公ヨリ御證
文被下置候由 右證文左之通り

家之證文就焼失申所聞届候
瀧藏権現 濱八幡 乙吉

祇園 惣社 今宮 机崎

右七社任先例神主職不可有他妨
永代龜鏡之状如件

永正三年二月二日 宗兼判
惣大夫

無之処近年存立候而御拜殿を作り 其節椋木
六郎右衛門殿御世話被成候八須佐迄ヨリも段々御寄
進有之候通り五郎三郎物語仕候 いか様右
御拜殿造栄之節六郎右衛門ヨリ承又左衛門共ヨリも
少し之寄進仕候 御拜殿九尺四方位 勝手
瓦葺二而候事

机崎

右惣社ヨリ西ノ山ニ御社有之 是者若太郎・
若次郎と而石州之土地を開キ候人越祭候由
御勧請年月不詳 御祭日十一月初午ノ日
以上七社是を益田七社と申候由事

右七社之神主職 往古ヨリ勘ケ由家江被仰付
御證據物所持仕候処 永正元年火災二付
證文類致焼失候二付 改而宗兼公ヨリ御證
文被下置候由 右證文左之通り

家之證文就焼失申所聞届候

瀧藏権現 濱八幡 乙吉

祇園 惣社 今宮 机崎

右七社任先例神主職不可有他妨

永代龜鏡之状如件

永正三年二月二日 宗兼判

惣大夫

一 國兼公為國司永久二年六月石州一ノ宮ノ濱ニ御下向 此時者從二位大納言藤原定通ト申候由 保安三年伊甘郷大濱ニ御住居被成 國兼公ト御改被成候由 勘ケ由物語ニ而御座候事

付一ノ宮濱大濱之儀相尋候処不詳
 付 右兩所之儀 於上府中勝田江相尋候処 一ノ宮之濱八存不申候由 當國一ノ宮者河井ト申所ニ有之候得共 海邊者凡三里余
 隔リ居候由 府中ヨリ河井村江十五里有之候由 大濱八下府中を古大濱ト申候由 此所ニ御住居

之不詳候事

一 國兼公近衛家御分レにて御父をは定兼公ト申候段承傳候由 勘ケ由物語にて御座候事
 兼高公建久三年益田江御引越被成 同四年七ツ尾城御築被成御居城被成候由 同人物語にて御座候事
 人王八十八代後深草院御宇閑院之内裏御造營之時 兼時公材木糧米御運送被成 為其賞
 左衛門大夫兼越中守ニ被任 夫ヨリ御代々越中守ト御名乘被成候由 同人物語之事
 貞兼公御昇殿之儀 元祥公從五位下之儀
 承傳候由二者候得共不詳之事

一 七ツ尾御城山北丸跡と申傳候所北ノ方西ヨリ二
 番目之尾頭二而御座候 只今者大笹原二て委敷
 相分不申候 凡^(文字)程之檀床と相見申候 右之
 尾繼二式所凡六七町位之平地御座候 せんじやう^(五重)
 古せんじやうと申傳候由 右之尾ヨリ西ノ谷をも
 くあん^(五重)と申候 只今大竹藪二て御座候 谷中
 程二馬筒井と申傳廣キ筒井之形相知候
 谷頭二本筒井有之候 今以至而深くちりあく
 懸り居 底者相見不申候 此所御座所にて有之
 候歟と所々申傳候由御座候 東之谷と座頭が
 谷と申候而是以大竹原二て御座候 此邊其所

彼所檀切之跡相知 今以吉尺余も深く相成居候
 其外北ノ尾・南之尾・西ノ峯共二出丸櫓共
 之跡と申傳 平地成処も有之候 何共委細
 之儀相分兼申候 東北方麓者今以本川筋
 二て御座候 先年者此川筋北ノ麓を通 城
 山と妙義寺山之間之谷通ヨリ西江折廻シ
 流レ候由 夫故谷通り川筋打廻之処 逆ウツシ
 二相成候二付 谷を逆ウツ之谷と名付候由御座候
 近來者桜谷と申候 東南之間奥江山繼二て
 御城山を離レ候而者原山と申 只今二て者野山
 二て御座候事

七ツ尾御城山御本丸跡と申傳候所 北ノ方西ヨリ二
 番目之尾頭二而御座候 只今者大笹原二て委敷
 相分不申候 凡^(文字)程之檀床と相見申候 右之
 尾繼二式所凡六七町位之平地御座候 せんじやう^(五重)
 古せんじやうと申傳候由 右之尾ヨリ西ノ谷をも
 くあん^(五重)と申候 只今大竹藪二て御座候 谷中
 程二馬筒井と申傳廣キ筒井之形相知候
 谷頭二本筒井有之候 今以至而深くちりあく
 懸り居 底者相見不申候 此所御座所にて有之
 候歟と所々申傳候由御座候 東之谷と座頭が
 谷と申候而是以大竹原二て御座候 此邊其所

彼所檀切之跡相知 今以吉尺余も深く相成居候
 其外北ノ尾・南之尾・西ノ峯共二出丸櫓共
 之跡と申傳 平地成処も有之候 何共委細
 之儀相分兼申候 東北方麓者今以本川筋
 二て御座候 先年者此川筋北ノ麓を通 城
 山と妙義寺山之間之谷通ヨリ西江折廻シ
 流レ候由 夫故谷通り川筋打廻之処 逆ウツシ
 二相成候二付 谷を逆ウツ之谷と名付候由御座候
 近來者桜谷と申候 東南之間奥江山繼二て
 御城山を離レ候而者原山と申 只今二て者野山
 二て御座候事

一 七ツ尾御本城江傳之城と申傳北ノ方乙吉山

南西稻富山・赤城・高津八幡山 東ノ方大谷之

城 孰茂古城山下相見候事

一 御土居屋敷七尾御城ヨリ戊亥へ当三丁程

隔リ四方大土手堀有之候由 只今者一方

一 土手残居 堀之所者田二相成居候 土手之内

二反余不残寺地相成 泉光寺ト申真宗

寺有之候事

一 七ツ尾御城ヨリ北二当リ二十町程隔 今市と

申所之上二城方辻と云小山御座候 麓ヨリ一丁程

登リ峯二吉反余之平地有之 東北二堀

切之跡相知候 此所者兼高公七ツ尾御城

出来不申内 御住居被成候跡之由 近邊久代

村之庄屋品川十右衛門と申者物語仕候 右之所ヨリ

四五十間脇二雪舟之墓所有之 石州山地

と彫付有之候付相尋候処 此所地名山地と

申候由御座候 然時者藤兼公御隠居已後

山地之御普請出来 七八年御住居被成候段

小山集共二毛有之候得者 城が辻ヲ藤兼公

御隠居屋敷之跡二而可有御座と相尋候処

其段八相分不申候 乍尔いまた堀切等モ

屹度相知候得者兼高 八と者傳誤ニテ

切之跡相知候 此所者兼高公七ツ尾御城

出来不申内 御住居被成候跡之由 近邊久代

村之庄屋品川十右衛門と申者物語仕候 右之所ヨリ

四五十間脇二雪舟之墓所有之 石州山地

と彫付有之候付相尋候処 此所地名山地と

申候由御座候 然時者藤兼公御隠居已後

山地之御普請出来 七八年御住居被成候段

小山集共二毛有之候得者 城が辻ヲ藤兼公

御隠居屋敷之跡二而可有御座と相尋候処

其段八相分不申候 乍尔いまた堀切等モ

屹度相知候得者兼高 八と者傳誤ニテ

益田公御隱居屋敷跡二相違有り御座間敷
と奉考候事

一 同所ヨリ西二当リ二丁程隔リ田ノ中河端二
荷揚場と申三畝斗田地を潰シ平地にして
有之候年貢其外此所迄舟二而運送
仕候由一名八殿吸地共申候由御座候 右之所只今
者田二相成候得共 今以石盛等者無之由同人
物語仕候事

一 益田二院之馬場と申町御座候 此所者神護院
之馬場と申候由 同人物語仕候 只今者新
丁と申候事

一 於益田古町人左之通り

右田三郎右衛門
右田三左衛門
仁保大蔵

右孰茂格別語傳之儀も無之證文等も
所持不仕由 尤右田与三左衛門儀者河内景祥
様ヨリ之御書一通所持仕候 一通者年始
二而御座候 御用二無之物二付写取不申候 其外
古町人数多有之候得共 孰茂役落仕

藤兼公御隱居屋敷跡二相違有り御座間敷
と奉考候事

一 同所ヨリ西二当リ二丁程隔リ田ノ中河端二
荷揚場と申三畝斗田地を潰シ平地にして
有之候年貢其外此所迄舟二而運送

仕候由一名八殿吸地共申候由御座候 右之所只今
者田二相成候得共 今以石盛等者無之由同人
物語仕候事

一 益田二院之馬場と申町御座候 此所者神護院
之馬場と申候由 同人物語仕候 只今者新
丁と申候事

一 於益田古町人左之通り

右田三郎右衛門
右田三左衛門
仁保大蔵

右孰茂格別語傳之儀も無之證文等も
所持不仕由 尤右田与三左衛門儀者河内景祥
様ヨリ之御書一通所持仕候 一通者年始
二而御座候 御用二無之物二付写取不申候 其外
古町人数多有之候得共 孰茂役落仕

一 馬之谷と申在益田ヨリ辰巳へ当二里奥二而
 古城山御座候 此城者七ツ尾御城之脇城二御用
 被成候由二御座候 七尾御城内江嶺傳ひ忍道
 二筋有之候 今以其形有之候由御座候事
 付リ 馬之谷元駒方谷ニて御座候処
 いつ比ヨリか馬之谷と誤来候段承傳候由

一 東仙道四ツ山と申城山有之候 今以筒井之跡共
 相知候由 此邊御家来筋之者段々相尋候
 古事承合い候得共 一向相分不申候事
 同所八幡宮之社有之 御當家ヨリ御建立
 之由二而 社領打渡を者所持仕候得共 棟札
 等も無御座候 年月旁相分不申候 神殿屋祢
 鬼板二丸二久文字之御紋有之候 文祿
 年中修覆相成候得共 御役を者昔之通り
 二付候由 社人物語仕候 且又往古御先祖様御
 年祭之式御願文等之儀 相尋候処 今以古

相知不申由御座候事

益田ヨリ二十町程入込久々茂村と申所二
 御神本大明神有之候 増野勘ケ由抱之由
 御座候 国兼公を者惣社二而祭候故 是八
 兼高公を祭候由事

馬之谷と申在益田ヨリ辰巳へ当二里奥二而

古城山御座候 此城者七ツ尾御城之脇城二御用
 被成候由二御座候 七尾御城内江嶺傳ひ忍道
 二筋有之候 今以其形有之候由御座候事

付リ 馬之谷元駒方谷ニて御座候処

いつ比ヨリか馬之谷と誤来候段承傳候由

勝達寺物語二而御座候事

東仙道四ツ山と申城山有之候 今以筒井之跡共
 相知候由 此邊御家来筋之者段々相尋候
 古事承合い候得共 一向相分不申候事
 同所八幡宮之社有之 御當家ヨリ御建立
 之由二而 社領打渡を者所持仕候得共 棟札
 等も無御座候 年月旁相分不申候 神殿屋祢
 鬼板二丸二久文字之御紋有之候 文祿
 年中修覆相成候得共 御役を者昔之通り
 二付候由 社人物語仕候 且又往古御先祖様御
 年祭之式御願文等之儀 相尋候処 今以古

例之通り祭詞相調候由御座候 此所二て庄屋
出會毎年十二月十九日於社人宅 檀を鏝
御酒供物等相備 祈念仕候由 尤當時者五
穀成就 益田家御武運長久相混極御座候
由 御願文者傳來不仕由御座候事
同社御祭礼當日 此所之庄屋仕出候而 十歳
未滿之少兒駕籠二て若黨道具挾箱
草り取召連 社参仕候 是越所々之申習二て
勅使と申候由御座候 社参前二者神主幣
を持 庄屋方逆二参り候由御座候 時二寄
相衆之小兒所二無之時者 人形を乘

と由往古分之流例ニ趣意相分不申候
御家共御傳來共八無之哉と社人并品川
嘉兵衛と申御家來筋之者 同様之物語
仕候事

古社人大草薩摩所持仕候打渡

打渡状

一所屋敷一段六拾步 分錢五十貫 源介
田式段小四升 分米式石四升式合 安左衛門
田 同
以上 六筆略之

7-11-11-11-11-11

例之通り祭詞相調候由御座候 此所二て庄屋

出會毎年十二月十九日於社人宅 檀を鏝

御酒供物等相備 祈念仕候由 尤當時者五

穀成就 益田家御武運長久相混極御座候

由 御願文者傳來不仕由御座候事

同社御祭礼當日 此所之庄屋仕出候而 十歳

未滿之少兒駕籠二て若黨道具挾箱

草り取召連 社参仕候 是越所々之申習二て

勅使と申候由御座候 社参前二者神主幣

を持 庄屋方逆二参り候由御座候 時二寄

相衆之小兒所二無之時者 人形を乘

世候由 往古ヨリ之流例ニ而 趣意相分不申候

御家共御傳來共八無之哉と社人并品川

嘉兵衛と申御家來筋之者 同様之物語

仕候事

右社人大草薩摩所持仕候打渡

左之通り

打渡状

一所屋敷一段六拾步 分錢五十貫 源介

田式段小四升 分米式石四升式合 安左衛門

田 同

以上 六筆略之

已上田數壹町三反貳拾步
 分米拾石貳升貳合四勺
 天正十九年十一月十五日
 伊豆守兼豐判
 草野万右衛門殿

下 山道郷八幡宮大夫分

一所壹段代五百文 御供田

一 同

以上十八筆略之

以上田數貳町小田一ヶ所

分錢七貫貳百五十文
 宮之原畠數之事

一所壹畝代三百文
 以上七筆略之

以上壹町三段分錢三貫五百文
 同屋敷

一所屋敷代三百文 大夫居屋敷
 以上六筆略之

以上文錢五百八十文
 惣都合分錢拾貳貫參百三十文

惣都合分錢拾貳貫參百三十文
 同下地分修理如上二相定事

一所壹反代壹文

後理田

一所壹反代壹文

右毎年田

永祿十年丁卯

品川隱岐守
品川平左衛門將員判

品川平左

將員判

山形

右史存候為

右之通り候得共 當時除地者無之
由候事注1

北仙道之内大草村二八幡社有之右神前二
益田家ヨリ御寄附之由二而 大般若六百
卷不残写本二而 三笈二ノ有之候 段々全儀
仕候得者 御施主相知不申候 笈書付二
享保二年と斗有之候 兼堯公御代二
相当たり候事
同社建立棟札二元龜三年九月廿三日
藤原朝臣兼亮 同親兼ね持つと有之 再
建之棟札二大永三孟度初二日 藤原朝臣
左京進兼能と有之候 且又社領打渡
左之通り

一所壹反代四百文

修理田

一所壹反代五百文

屋とをり田

以上式段分錢九百文 右毎年作半二
相定所也

永祿十年丁卯

品川隱岐守員永判

品川平左衛門將員判

山道大夫九左衛門尉

右之通り候得共 當時除地者無之

由候事注1

北仙道之内大草村二八幡社有之 右神前二

益田家ヨリ御寄附之由二而 大般若六百

卷不残写本二而 三笈二ノ有之候 段々全儀

仕候得者 御施主相知不申候 笈書付二

享保二年と斗有之候 兼堯公御代二

相当たり候事

同社建立棟札二元龜三年九月廿三日

藤原朝臣兼亮 同親兼ね持つと有之 再

建之棟札二大永三孟度初二日 藤原朝臣

左京進兼能と有之候 且又社領打渡

左之通り

*1 この文書は「史料集 益田藤兼・元祥とその時代」P66 参照。

小仙道之内大草村神田打渡之事
一所式反代六百文

以上五筆略之
右之所八幡宮まつりめ二立置申候間
以来共二無相違知行可仕 仍一向
如件
天正六年戊子十一月十五日
益田民部大夫兼廉判
大草村神主 新右衛門殿

大草村神主
新右衛門殿

右之通り相見候 何分御當家ヨリ之御建立
二て者無之様相見候 右社領も只今者無
之由候事

同所東陽庵と申妙義寺末庵有之候
往古者大地之由 開基者大草赤城之
城主美濃守と申候由 位牌も有之候 此家
筋長州須佐益田越中守殿家系
有之と書付御座候 過去帳二者御先祖様
方御法名も有之候得共 違之儀無之二付
不写取候事

赤城大草郷ヨリ東南江當二十丁程有之

北仙道之内大草村神田打渡之事

一所式反代六百文

一同 同 同

以上五筆略之

以上米拾貳石三斗定

右之所八幡宮まつりめ二立置申候間

以来共二無相違知行可仕 仍一向

如件

天正六年戊子十一月十五日

益田民部大夫兼廉判

大草村神主 新右衛門殿

右之通り相見候 何分御當家ヨリ之御建立

二て者無之様相見候 右社領も只今者無

之由候事

同所東陽庵と申妙義寺末庵有之候

往古者大地之由 開基者大草赤城之

城主美濃守と申候由 位牌も有之候 此家

筋長州須佐益田越中守殿家系

有之と書付御座候 過去帳二者御先祖様

方御法名も有之候得共 違之儀無之二付

不写取候事

赤城大草郷ヨリ東南江當二十丁程有之

也

一 小幡社之内山折八幡社之為家
社領打渡有之候由二付所望仕候処左之通り

山仙道之内山折村神田打渡事

一所式反代六百文 分米壹石四斗
一同 同 同

以上米四石壹斗式升
右之前八幡宮まつりめ二立置候間已来
共二無相違知行可仕候 仍而一向如件

天正六年戊寅十一月五日 益田民部大夫兼廉判

山折神主 与三郎との

右之通二相見候 尤只今者右社領者被召上候
其外御寄附物語傳等も無之候事
同所庄屋職豐田小兵衛と申者之方二御系圖
所持仕候 元来岩本氏二而御家来筋之由御座候
右御系圖左之通り

大織冠鎌足 — 淡海公不比等 — 房前

由候事

北仙道之内山折之八幡社二益田家ヨリ
社領打渡有之候由二付所望仕候処左之通り

北仙道之内山折村神田打渡事

一所式反代六百文 分米壹石四斗
一同 同 同

以上三筆略之

以上米四石壹斗式升

右之前八幡宮まつりめ二立置候間已来
共二無相違知行可仕候 仍而一向如件

天正六年戊寅十一月五日

益田民部大夫兼廉判

山折神主 与三郎との

右之通二相見候 尤只今者右社領者被召上候

其外御寄附物語傳等も無之候事

同所庄屋職豐田小兵衛と申者之方二御系圖

所持仕候 元来岩本氏二而御家来筋之由御座候

右御系圖左之通り

大織冠鎌足 — 淡海公不比等 — 房前

真楠 — 内膳 — 冬嗣 — 良房

基經 — 忠平 — 實賴 — 賴忠

公任 — 經家 — 公定

公通 — 国兼 — 以下相違無之儀一付略之

宗圓 — 鳥羽院御宇ノ人為石州之國司永久

公觀 — 年中下向益田庄一宮之濱

右之通り公任經家と繼キ定頼と申御名無
御座鎌足公ヨリ国兼迄十六代二當リ申候 上
府中勝田方之御系圖ニモ鎌足公ヨリ十六代と
有之候 此御繼二仕たる者と相見申候 右之所
全義仕候得者相分不申候 其外小書之所并
国兼公已後者相違之義無之付 写取
不申候 且又国兼公之所二益田庄一ノ宮
濱と有之候付 相尋候処 往古者益田濱
八幡を一ノ宮と申候由 国兼公此濱江被成
御下着候由承り傳候由事
付勝達寺二而一宮之儀相尋候処相分

真楠 — 内膳 — 冬嗣 — 良房

基經 — 忠平 — 實賴 — 賴忠

公任 — 經家 — 公定

公通 — 国兼 — 此以下相違無之儀一付略之

宗圓 — 鳥羽院御宇ノ人為石州之國司永久

公觀 — 年中下向益田庄一宮之濱

一ノ外

一 一口和之万蔵院と申山伏之墓有之 墓印二
 大松有之候 是者 御家御二三男之由 其後
 流三隅二而田原宗蔵と申有之由二付 於
 三隅田原家相尋候処 亭主入湯二参り
 留守二而嫡子江相對承り候処 右之通之
 申傳二者候得共 書記物等も無之 相分不
 申由之事

一 周布二而周布家御居城之山有之候 今以
 堀切等之跡相知候由事

一 周布ヨリ吉里程入込三家本大明神之御社

有之是者周布家ヨリ御建立二而 益田三隅
 周布三家之祖たるを以て三家本と申候
 由 御祭日九月十三日之由御座候事

一 三隅二而三隅家御居城之山左り城と申有之
 櫓跡共之形少し相知居候由事

一 同所二正法寺と申真言寺御座候 御家ヨリ御寄
 附之田地之儀相尋候処 田五反有之候得共
 益田家ヨリ御寄附之段者承傳不申 証據
 物等も無之 其外御寄附物も無御座由

此寺之儀者天平年中草創二て 三隅
 家時代二者 大地二て候処 三隅家滅亡已後

不申候

同所二万蔵院と申山伏之墓有之 墓印二
 大松有之候 是者 御家御二三男之由 其後
 流三隅二而田原宗蔵と申有之由二付 於
 三隅田原家相尋候処 亭主入湯二参り
 留守二而嫡子江相對承り候処 右之通之
 申傳二者候得共 書記物等も無之 相分不
 申由之事

周布二而周布家御居城之山有之候 今以
 堀切等之跡相知候由事

周布ヨリ吉里程入込三家本大明神之御社

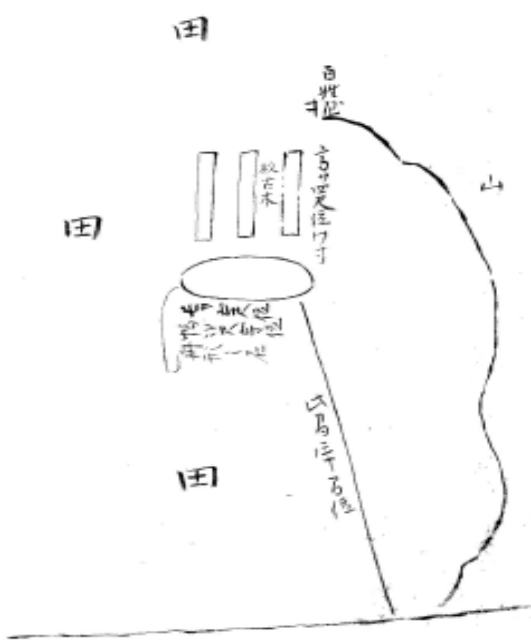
有之 是者周布家ヨリ御建立二而 益田三隅
 周布三家之祖たるを以て三家本と申候
 由 御祭日九月十三日之由御座候事

三隅二而三隅家御居城之山左り城と申有之
 櫓跡共之形少し相知居候由事

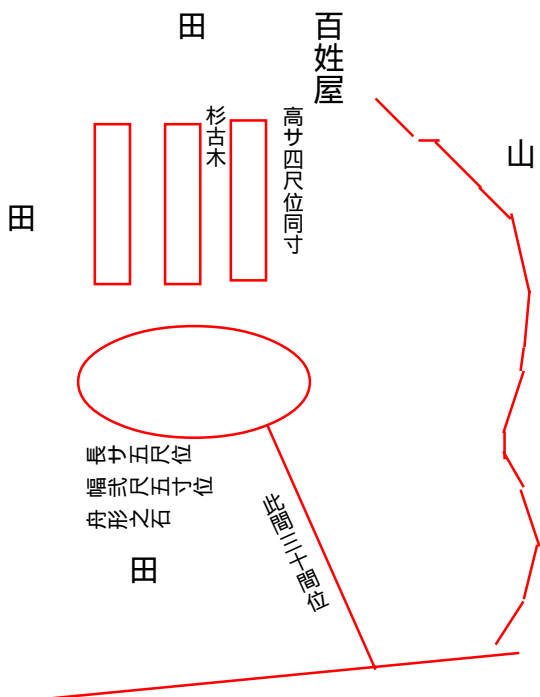
同所二正法寺と申真言寺御座候 御家ヨリ御寄
 附之田地之儀相尋候処 田五反有之候得共
 益田家ヨリ御寄附之段者承傳不申 証據
 物等も無之 其外御寄附物も無御座由

此寺之儀者天平年中草創二て 三隅
 家時代二者 大地二て候処 三隅家滅亡已後

從落仕候由住持物語仕候事
 一口より内岡崎と申所二御神本大明神
 と申高廿四尺位之石三本立 前二五尺
 位之平なる石御座候 いつ之比ヨリ申誤候哉
 明神と申候故 是者巖島を勸請仕たる
 物と申傳 弁天二祭り来候由 然処近年
 弁天之社を別二立 只今二て者 三ツ石明神
 と唱申候 元来者三隅家ヨリ御神本明神
 御勸請被成たる儀二て可有之段 正法寺
 物語仕候 尤御祭事等も無之由之事



役落仕候由住持物語仕候事
 同所之内岡崎と申所二御神本大明神
 と申高廿四尺位之石三本立 前二五尺
 位之平なる石御座候 いつ之比ヨリ申誤候哉
 明神と申候故 是者巖島を勸請仕たる
 物と申傳 弁天二祭り来候由 然処近年
 弁天之社を別二立 只今二て者 三ツ石明神
 と唱申候 元来者三隅家ヨリ御神本明神
 御勸請被成たる儀二て可有之段 正法寺
 物語仕候 尤御祭事等も無之由之事



一 三隅之山崎屋瀨兵衛相尋 物語仕り候処一向
 語傳之儀も無御座由二て 先年之控を以田
 五反前口十五間之所相尋候処 右之田屋敷
 今以所持候得共 いづれヨリ拝領仕候哉 一向
 相知不申候 追々致全儀何そ相分候儀も
 有之候ハ、跡ヨリ可申越段挨拶仕候 尤只今
 二て者彼田彼屋敷之由御座候事
 同所二二宮大明神御社有之候 是者天文
 十六年三隅家ヨリ御建立 社領三百石二て
 候処 三隅家滅亡已後 没す宇二相成候 其後
 天正年中 藤兼公被成御再建 大宮司

職之御一行被下置 社領をも被成御付 今以
 三石米除地相成居候由 社人野上雅樂
 物語仕候事
 付り 只今二ても社道具へ者惣而久文字
 付候由事
 御一行并棟札左之通り
 二宮大宮司之事
 右親治部大夫為主續 向後不可有
 他妨者也 仍一行如件
 永祿十年丁卯正月二日
 藤兼判

一 三隅二て山崎屋瀨兵衛相尋 物語仕り候処一向

語傳之儀も無御座由二て 先年之控を以田
 五反前口十五間之所相尋候処 右之田屋敷
 今以所持候得共 いづれヨリ拝領仕候哉 一向
 相知不申候 追々致全儀何そ相分候儀も
 有之候ハ、跡ヨリ可申越段挨拶仕候 尤只今
 二て者彼田彼屋敷之由御座候事
 同所二二宮大明神御社有之候 是者天文
 十六年三隅家ヨリ御建立 社領三百石二て
 候処 三隅家滅亡已後 没す宇二相成候 其後
 天正年中 藤兼公被成御再建 大宮司

職之御一行被下置 社領をも被成御付 今以
 三石米除地相成居候由 社人野上雅樂
 物語仕候事

付り 只今二ても社道具へ者惣而久文字
 付候由事
 御一行并棟札左之通り
 二宮大宮司之事
 右親治部大夫為主續 向後不可有
 他妨者也 仍一行如件

永祿十年丁卯正月二日
 藤兼判

納田郷
二宮大宮司
惣兵衛尉男

奉修覆二宮大明神御宝殿一宇
大願主藤原全鼎入道

裏二于時天正十二年甲申十二月吉日

一津田村二八幡社有之社領或石五斗御当家
分取成り有以除地二相成居候由 正徳年中
此社焼失二而棟札等も無之 御建立之年月者
多志之申候 神殿屋祢鬼板二丸二久文字
御紋有之候事

津田八幡領之事

式段米式石五斗之定 無相違打渡
申所如件

文禄二年 增野甲斐守

納田郷 二宮大宮司

惣兵衛尉男

大願主藤原全鼎入道

奉修覆二宮大明神御宝殿一宇

大宮司野上惣兵衛尉實頼

裏二于時天正十二年甲申十二月吉日

津田村二八幡社有之 社領式石五斗 御当家

ヨリ被成御付 今以除地二相成居候由 正徳年中

御社焼失二而棟札等も無之 御建立之年月者

相知不申候 神殿屋祢鬼板二丸二久文字

御紋有之候事

津田八幡領之事

式段米式石五斗之定 無相違打渡

申所如件

文禄二年 增野甲斐守

霜月廿日

護吉判

神之御書

一口右観音寺と申禅寺御座候 元来
 益田ヨリ吉里奥乙子村二津田寺と申有之候
 処 四十年已前 此所江轉地仕候 御當家ヨリ
 御寄附之由二而 壹石米除地二相成候得共
 證書類も無之由候事
 付 御位牌等も無之 御建立施主
 并二年月等も相分不申候事
 久代村庄屋 品川十右衛門所持仕候證文左之通り
 津毛山道之者共 山野出入之儀付而申子細
 有之候共 對品川隱岐守 承之祝着候
 彼大神樂之力祿 以神文申趣 具二令子念候
 此条可為義定候 然上者聊無別儀候
 境目相互申談 毎年無事之儀干要候
 品川隱岐守 品川太右衛門 可申候 恐惶謹言
 十一月十日 全屋注
 小原美作守殿

霜月廿日 護吉判

神 請書定

同所観音寺と申禅寺御座候 元来
 益田ヨリ吉里奥乙子村二津田寺と申有之候
 処 四十年已前 此所江轉地仕候 御當家ヨリ
 御寄附之由二而 壹石米除地二相成候得共
 證書類も無之由候事
 付 御位牌等も無之 御建立施主
 并二年月等も相分不申候事

久代村庄屋品川十右衛門所持仕候證文左之通り
 津毛山道之者共 山野出入之儀付而申子細
 有之候共 對品川隱岐守 承之祝着候
 彼大神樂之力祿 以神文申趣 具二令子念候
 此条可為義定候 然上者聊無別儀候
 境目相互申談 毎年無事之儀干要候
 品川隱岐守 品川太右衛門 可申候 恐惶謹言
 十一月十日 全屋注
 小原美作守殿

* 全屋 = 益田尹兼の法名。桂香院全屋。

仙道郷之妙音院斗先年申談
 止只今新次郎令扶助候 御料物
 君貳千足馳走候 祝着候 於向後
 弥々毎々入魂肝要候 猶品川隱岐守
 可申候 恐惶謹言
 全屋御判
 八月十八日

全祐公
 同新次郎殿

右式通懸物二秘藏仕候 式通共二
 十右衛門先祖江被下候様二毛不相見 當家傳來
 之所不審二存候段物語仕候由 文中二有之
 品川隱岐守 十右衛門先祖之由御座候
 横田村益田元春と申醫者 益田三郎左衛門
 末家二而 元來御家來筋之由御座候
 此屋敷内二先年江源寺と申寺有之候
 三郎左衛門先祖式部少輔尊致 為菩提寺
 建立仕候 右之寺江天正年中御當家ヨリ
 寺領被成御寄進候処 長州御引越 已後
 江源寺總破仕候而 寺領御公領と相成

石之裏二
右之裏二
右ト本義為可入
伏見持參申候
以上

田壹段米六斗
助五郎作

寺敷
以上
田壹段米六斗
助五郎作

天正廿年
三月廿日
増野甲斐守
宅野不休

奥源寺

石之裏二
右ト本義為可入
伏見持參申候
以上

候付き 元春先祖相願候處 式石米御除被成
今以除地二相成居り候付 元春屋敷内二堂
を立 江源寺之本尊居置 右式石者元春
家二所務仕候由御座候 先年之打渡者
御代官竹村丹後守殿 公方様江可被入御披見
と候間 伏見江持參被仕 正書無之写江竹村殿
御裏書物所持仕候 左之通り

田壹段米六斗 助五郎作

寺敷 志所

以上田畠四反半
分米式石壹斗五升

天正廿年三つのとたつ正月廿日
増野甲斐守
宅野不休

奥源寺

右之裏二
印判
右ト本義為可入
伏見持參申候
以上

元和三年

己卯年 竹丹後守判

一 右之除地津和野御領地二相成候而者 龜井様御代替之度二 元春家ヨリ御當家御領知之内御公領之内被成御除候次第 書付を以願出弥御除被成候段 役人中連判二而裏書相成被差下候由 今以右之例二て御座候 右願書左之通り

私罷居候屋敷之義八 慶長始迄者 益田玄蕃殿領地二而 私先祖數代 罷在り候 右之屋敷之内二奥源寺と申

寺院御座候 益田家之證文二而 高式石前被除置 玄蕃殿長州江被罷越候付 奥源寺モ總破仕候 其後御公領二罷成 御役人中様横田江御出 諸事御改之時 有無先祖之屋敷二罷居申候故 罷出候て 右之趣委細申上候得共 益田家之證文之通り当所寺社領御除之内二而二石前御引捨 屋敷江御付被下候付 則屋敷之内二堂を立 奥源寺之本尊居置候 是者大久保石見守様御仕配之時分二而御座候 竹村丹後守様之時分モ其分二被差置候

元和三年己五月 竹丹後印判

右之除地津和野御領地二相成候而者 龜井様御代替之度二 元春家ヨリ御當家御領知之内御公領之内被成御除候次第 書付を以願出弥御除被成候段 役人中連判二而裏書相成被差下候由 今以右之例二て御座候 右願書左之通り

私罷居候屋敷之義八 慶長始迄者 益田玄蕃殿領地二而 私先祖數代 罷在り候 右之屋敷之内二奥源寺と申

寺院御座候 益田家之證文二而 高式石前被除置 玄蕃殿長州江被罷越候付 奥源寺モ總破仕候 其後御公領二罷成 御役人中様横田江御出 諸事御改之時 有無先祖之屋敷二罷居申候故 罷出候て 右之趣委細申上候得共 益田家之證文之通り当所寺社領御除之内二而二石前御引捨 屋敷江御付被下候付 則屋敷之内二堂を立 奥源寺之本尊居置候 是者大久保石見守様御仕配之時分二而御座候 竹村丹後守様之時分モ其分二被差置候

此已下余り御用ニ無之儀 其上長事ニ付
 不写取候事
 濱田領者御當家ヨリ被付置候寺社領
 大概今以除地ニ相成居候由事
 津和野領者已前御改有之 大概者召上
 候由事

此已下余り御用ニ無之儀 其上長事ニ付
 不写取候事

濱田領者御當家ヨリ被付置候寺社領

大概今以除地ニ相成居候由事

津和野領者已前御改有之 大概者召上
 候由事

卷末補注

石見益田 益田家家系図

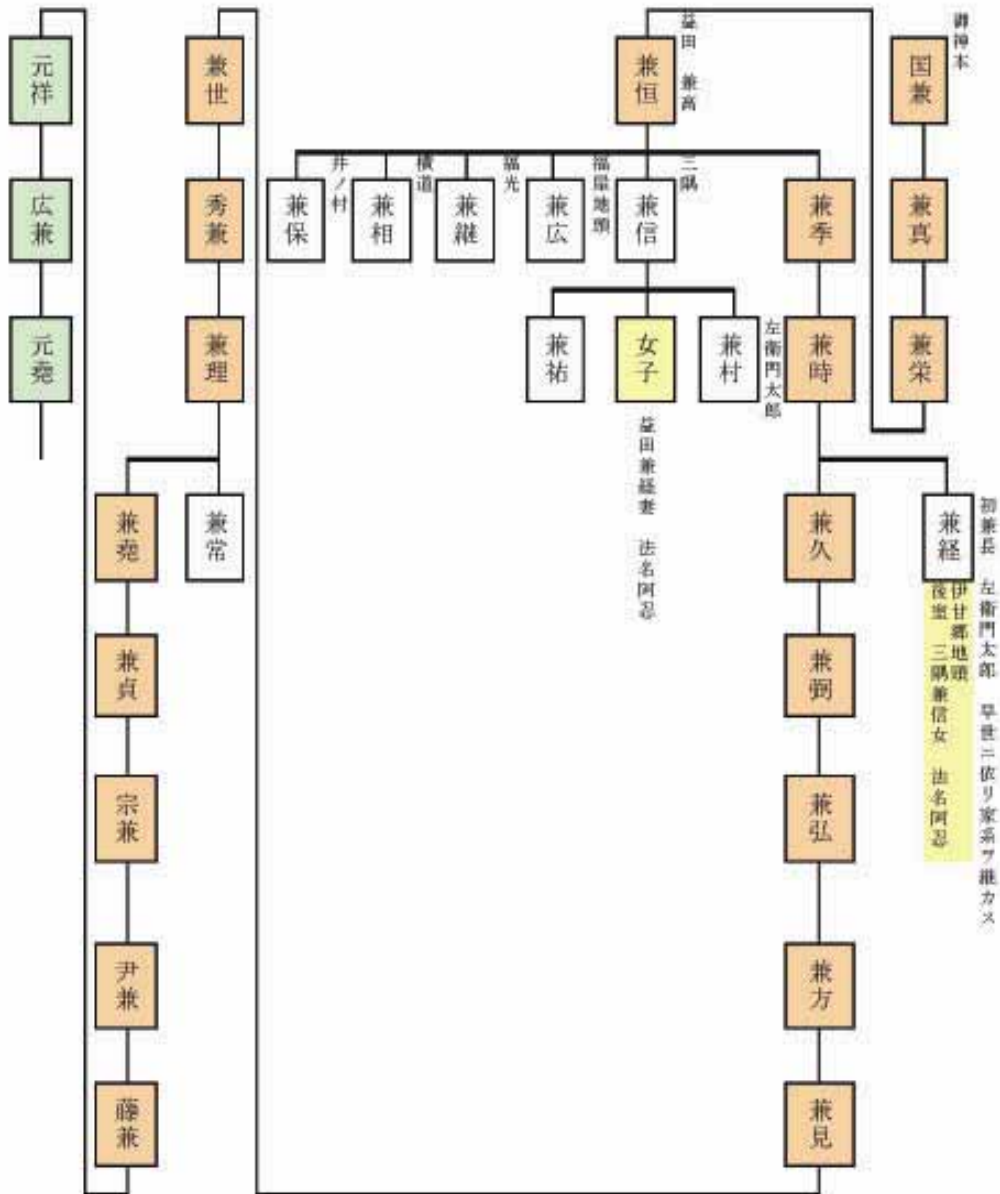


図-1

補注1

那賀郡上府伊甘(いかみ)郷

御神本みかもと国兼は永久年中石州国司となつて石見に下向、石州一の浜に着してその地名を姓として御神本と名乗つた。国司の任が終わつた後も那賀郡伊甘郷(現浜田市上府)かみこう御神本の地に土着し、開墾に励み莊園の拡大に努めた。益田兼高の代に益田に移住して以来益田と名乗つたが、伊甘郷の地は兼高兼季 兼時と引き続き歴代益田家の所領であり、伊甘郷の地頭であつた。兼時の子兼長(兼経)の代になつて兼長は伊甘郷地頭職を妻阿忍に譲つたので伊甘は益田総領家の手を離れたが、兼見に至り再び総領家領となつた。しかし、兼見は伊甘郷地頭職を第二子兼弘に与えたので、再び益田総領家を離れた。しかし、紆余曲折を経て応仁、文明以後再び益田総領家領となつた。(出典=「近世益田氏の遺跡」)

補注2

福園寺(現安国寺)

浜田市上府町かみじょうの安国寺は前身は和銅年間に創立された福園寺であると同寺誌「国苑掌鑑」に記されている。御神本国兼が永久年中石見下向の頃、寺運が衰え寺坊荒廢の極に達していたが国兼が福園寺再興し、天台宗に改宗した。よつて同寺は国兼を中興檀那としている。寺の裏手、伊甘山の中腹が国兼、兼真、兼栄の三代の塋域となつていようように、国兼以後も代々が福園寺を檀那寺として崇敬した。其後、益田兼高の孫、兼時の子兼長(兼経)の妻阿忍が兼長の死後尼となり、阿忍と号してその子つるやさ(藤原女)と共

に貞和二年十二月自筆の寺領寄進状を以て多くの寺領を寄進し、寺塔を改修し厚く福園寺を尊崇したので、福園寺中興の大檀那となつていよう。阿忍は同寺を天台宗から臨濟宗に改宗し、東福寺双峯国師の弟子石門源聡を講じて開山とし、東福寺を本山とした。なお、阿忍は福園寺の境内に塔頭として泰林寺を建立した。

「安国寺」といふのは足利尊氏は後醍醐天皇の「冥福祈願のためと、足利氏の天下統一を誇示するために、国毎に一寺一塔を建てたものである。石州では貞和四年(1348)八月廿九日福園寺を石州安国寺とし寺領をした。永徳二年(1382)足利義満は安国寺を昇格させ、諸山の列に置いたので法城の隆盛はその極に達した。(出典=「近世益田氏の遺跡」)

補注3

白口大明神(御神本神社)

白口大明神は益田氏の始祖、国兼を奉祀する。益田家は歴代伊甘郷を領有したので、益田総領家は社領三十六石を寄進し、勝田家を社家に任命して篤く白口大明神を崇敬した。

益田総領家が益田七尾城へ移転後は伊甘白口の地が遠隔のため、益田万歳山に分祠し軍八頭総社大明神と唱えた。益田庶子家の三隅氏、周布氏、福屋氏も自領内に奉斎するようになったが、上府では毎年国兼の祭日には庶

子家が順番に頭役を定めて一族が集まり神事を行っていた。最初の祭日は建久七年十二月十三日であった事が永正元年（1504）二月三日の益田宗兼の文書に記されている。

益田の総社大明神は戦国時代増野甲斐守が総社を奉仕するようになったから、社家増野氏の齋ぐ社となったが、江戸時代宝暦の頃、増野吉種の奉仕振りに不備があり、妙義寺において鎮守同様に、同寺の境内に移して崇敬した。しかし、益田妙義寺境内にあった社は昭和十八年九月十八日の大洪水で一切が流失した。

益田家は武門の神として臼口大明神を崇敬し、常にその加護を祈念した。出陣に際しては「久」文字の益田家の旗印と臼口大明神の旗各一本を押し立てていた。

しかし、関ヶ原の役の後、益田元祥が須佐に移住したので、社領も失い、神社は衰微して小社に転落した。現在は上府八幡宮の末社となり、安国寺裏山（伊甘山）の東端臼口の地に奉斎されている。（出典＝「近世益田氏の遺跡」）

補注4

妙義寺

万歳山妙義寺は龜山天皇の文永年間（一説では弘安四年）の草創で齊藤長者の女大義女が慈母広利院のため建立し臨済宗の僧藏叟を請い開山とし、初め妙義庵と号したと伝えられる。創建から六世、百三十年ばかり経た応永の初め、十三世益田秀兼（法名周兼）によって再建され、寺領三百七十石余を寄進し益田家の菩提寺とした。たまたま上野の人直庵宗観

が来益したのを好機として妙義庵に据え、従来の臨済宗を曹洞宗に改めた。宗観は字を直庵永方と称し大徹宗全によって得度、名僧と云われた人である。彼は妙義庵を退いた後もそのまま益田に陰棲し益田で没したと伝えられる。妙義寺には塔頭として正覚院、耕雲院、単提庵の三庵があった。

秀兼の子兼理も又篤く妙義庵を信仰し、寺の大改築を行った。兼理の後、兼堯、藤兼、元祥など秀兼以来歴代七尾城主も銀子を初め多くの寺領を寄進した。益田家の菩提寺であったことは位牌堂に置かれている位牌や仏間にある過去帳でも明らかである。

妙義寺と益田氏の関係が特に緊密になったのは藤兼の時代である。藤兼は同寺を益田家の菩提寺とし、再三寺領を寄進した。その理由の最大の理由は妙義寺が七尾城の麓にあつて城の南端搦手及び桜谷を扼する戦略上重要な拠防衛点であつたからである。益田氏は濠を寺の門前まで延長し、妙義寺の防衛を強固なものとして七尾城と寺を不離一体のものとした。

正覚院は応永十六年（1409）益田兼理が建立した。明治廿二年に至り、堂宇が荒廃したので妙義寺住職明楽梁山は高津村の喜村ミツを得度させ観道知光と名乗らせ正覚院を同尼に与えた。知光尼は正覚院を出身地高津浜に移転し今日に及んでいるが、現在は無住となっている。

（出典＝「近世益田氏の遺跡」）

補注5 崇観寺

崇観寺は臨済宗京都五山の一つ東福寺派に属し、足利將軍の書面によつて住職を任命するという寺格を持っていた。現在の醫光寺はその後身である。

当山は後村上天皇の貞治二年（1363、正平十八年）七月十日、齊藤長者の妻、法名直山妙超大姉の本願によつて創建され、益田兼弘の保護と援助を受けて栄えた。開山は京都東福寺の竜門土源で、聖一國師の法孫土顔の嫡子である。崇観寺の本尊は安阿弥の作で、齊藤長者が寄進したと伝えられている。土源が当寺の住職となつて以来、尊氏が当山を尊崇したので、道場は次第に増築され七堂伽藍が完備し、寺領千五百石を有し、当時西国第一の伽藍と言われるほどの盛運に向かつた。

崇観寺は染羽の龍蔵山下に位置し、現醫光寺の西側低地に建立され、現醫光寺境内も含めた土地が寺領であつたから、規模の大きさが分かる。

当時の七尾城主益田兼見は尊氏に属していたので、この寺を保護し崇拜した。当山一世の住僧月堂らは益田氏の戦陣にも加わり策動したので、南朝方の三隅軍の攻撃を受け、兵火に見舞われさしもの大伽藍も瞬く間に荒廃し、衰微した。

其後、益田氏の保護により、若干の山林と田地五百石の寄進を受け、寺家十四戸を割り当てられて漸く再興されたが、到底以前のような繁栄は得られなかった。（「益田市誌」上巻

507頁より抜粋）

補注6 醫光寺

益田宗兼は崇観寺の南に当たる高手に新たに醫光寺を建立し、住職として實際を迎えて保護した。以来、崇観寺は次第にその使命を失つた矢先、不幸火を発し全く灰燼に帰したので、宗兼は醫光寺に吸収合併し崇観醫光寺と称するようになったと伝えられるが、この間の経緯については種々異説がある。（「益田市誌」上巻744頁、「中世益田氏の遺跡」259頁以下参照）

補注7 萬福寺

文保三年（1319）四月因幡味野の西光寺で遊行四代を法嗣した有阿呑海は、益田に来て益田兼見の保護の下に安福寺を時宗の道場とした。

益田兼見の父兼方時中洲の安福寺の住職師阿月真に師事し、時宗に帰依したのであるが、兼見の信仰は父に勝り、遂に応安七年（1374）安福寺の月真を授けて寺塔を中洲より現地清瀧山下に移転改築し時宗道場安福寺を改めて浄光院萬福寺と称し、自らの菩提寺とした。同寺は桁行七間、梁行七間、单房九重造り、四方椽棧の莊重な黒瓦葺である。幸いに今日まで一度も火災の厄を受けず創建当時の旧觀を呈し、明治三十七年特別保護建造物の指定を受けた。

本尊丈六の阿弥陀仏は平安時代の代表作の木彫佛である。
〔中世益田氏の遺跡〕294頁〕

兼見は更に当山鎮護の神として天満宮を境内の西北に当たる中門外、益田川堤の側に建造した。或る年益田兼見が東国から船で益田へ下向の時、丁度大晦日に夜に中須浦へ着船したので、その近くの安福寺へ立ち寄って越年した。この時天神への信仰を大いに高め、間もなく天満宮を建立したと言つ。後小松天皇の応永五年(1398)遊行十二代尊観法親王(天後村上天皇の猶子「養子」)が石見に下向し、親教の際当山へ入住、寺院を再興して中興となつた。この為、其後代々の住持は勅許により皇居の小御所に参内する時は敷居の中で「天顔を拝する」事を許され、自境内の制札に菊桐の紋を表裏ともに付けることを許された。また朱塗りの網代輿の使用を允許、されるなど一國一寺の大寺と認められるようになった。

文明年間画聖雪舟が七尾城主益田兼堯に招かれて益田に居住した。その当時、回起堂の後方に美しい庭園を築いたので萬福寺は「雪舟庭園」の寺院として全国的に知られる様になつた。〔益田市誌〕上巻502、605頁〕

補注8

勝達寺

勝達寺は天の石勝神社の別当寺である。

石勝神社は元來石神であつた。その昔春日族が石見へ移住してきた時、社殿の右方の丘端に数丈も屹立する安緑祿岩の大盤石を見て、盤境(いわたか)としてこれを祀り、注連縄を張り回して崇

敬した。神社が創建されたのは聖武天皇の神龜四年二月である。朱雀天皇の承平元年(931)淨蔵大徳が別当寺として勝達寺を社殿の西に当たる高台に建て、何時しか紀州熊野十二社権現の祭神をも同社の相殿に奉斎するようになった。宗派は古義真言宗で、以來高野山金剛峰寺の支院、正智院役寺、金剛院の末寺となつた。淨蔵は全国行脚の途中、偶々益田に立ち寄り、勝達寺を建立したのである。爾來、当社は瀧蔵山の山号を持ち、古義真言宗瀧蔵山勝達寺と呼び、社は瀧蔵権現、又は瀧蔵山熊野権現と通称するようになった。瀧蔵山は北は秋葉山から石山を経て南方醫光寺背後の觀音堂山に亘る一連の山をいう。なお、淨蔵の伝説は萩市須佐にもあり、鏡山神社(淨蔵貴所)の遺跡を留めている。眼病の神として尊信され、参詣者が多い。〔益田市誌〕上巻342頁〕

補注9

浜八幡宮

櫛代賀姫神社が鎌倉時代に神式である八幡宮を境内に祀つたのが久城浜八幡宮である。其後、本来の賀姫神社の存在が薄れ、八幡宮が全盛を極めるようになったので、賀姫神社は八幡宮の相殿となつた。八幡宮の全盛は武人の八幡信仰の影響で近年まで続き、流鏝馬の神事を加味するようになった。

鎌倉時代に起こつた匹見川の大洪水の時、下匹見澄川持三郎(持三郎)の巨巖上に建造されていた神社が、高津川大洪水のため押し流され、同社の神輿と神体が鎌手地区大谷と大浜

の両浦境をなす三田瀬で発見された。網を入れていた漁師によって偶然引き上げられたもので、両浦の間で奪い合いの地戦争が起こった。其後、神輿は丘の上に奉斎されたが、大谷生まれの阿波の善太郎と言う者に神託があり、久城の地に移りたいという神のお告げであったというので、神輿は久城の宮に遷された。そこで神輿を奉還した大谷の跡地には一社を創建して大谷八幡宮と称し、大谷・大浜両部落共同の祭神とした。また、この時大谷の前面にある男島・女島の間には雌雄二頭の獅子が漂着したという。これも同時に久城の宮に遷された。これらの神話から当社では角力の神事、針供養、獅子舞の三つの神事が行われている。

(「益田市誌」499頁)